

行政手続の DX 推進に関する調査
－農林水産関係－

結 果 報 告 書

令和 8 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

急激な人口減少社会における担い手不足に対応するためには、デジタル技術を活用して、行政サービスの効率化と利便性向上を図る DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠である。そのため、令和元年 12 月 20 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」¹において、「オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、（略）手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。」とされるところと、各府省においてデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、中長期的な計画を策定することとされた。

また、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、オンライン化等が自己目的とならないよう、利用者の利便性向上や行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要があるほか、経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した 5 年を基本とする中長期的な計画を策定することとされた。

農林水産省は、「デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画」（令和 4 年 10 月 5 日農林水産省行政情報化推進委員会決定）において、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足に加えて、地方公共団体の担当職員が減少している状況の中、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減するため、農林水産省所管の行政手続のオンライン申請を可能とする「農林水産省共通申請サービス」（以下「eMAFF」という。）を整備し、「令和 7 年度までに行政手続のオンライン利用率を 60%とする」という目標を掲げてオンライン利用を推進している。しかしながら、その利用状況は低調となっており、システムの利便性や費用対効果の課題が明らかとなったため、現場のニーズを踏まえながら、eMAFF を抜本的に見直すこととしている。

このような状況を踏まえ、本調査ではオンライン申請に係る申請者・審査者の実状を含め、行政手続に係る負担等の実態を明らかにするとともに、農林水産省が進める DX を推進するための具体的な方策を提示することによって、関係行政の見直しに資することを目的として実施したものである。

さらに、本調査結果において明らかになったオンライン利用の推進のための課題や、ユーザーニーズから導出された「見直しが期待される事例」が、農林水産省における他の制度のほか、他府省庁におけるオンライン申請等に係る取組の参考となることを期待するものである。

¹ 令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」の策定に伴い、廃止された。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 行政手続のオンライン化の概要	2
2 オンライン申請の利用推進のための取組状況	17
(1) 働き掛けの状況	17
(2) 利用状況	19
(3) 効果の発現状況	20
(4) 各制度における取組状況と課題	23
3 オンライン利用の前提となる業務見直し	37
(1) 農林水産省におけるこれまでの業務改革（BPR）の取組	37
(2) オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点	39
4 手続のDX推進のための組織体制の状況	72
(1) 普及啓発の取組状況	72
(2) 利用推進のための進捗管理状況	72
(3) ユーザーニーズの把握状況	73
(4) 地方農政局の推進体制の状況	74
(5) プロジェクト監理	76

第 1 調査の目的等

1 目的

急激な人口減少社会における担い手不足に対応するためには、デジタル技術を活用して、行政サービスの効率化と利便性向上を図る DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠である。

農林水産分野においても例外ではなく、農林水産省は行政手続の申請・審査に係る労力の軽減を図るため、農林水産省所管の行政手続のオンライン申請を可能とする「農林水産省共通申請サービス」（以下「eMAFF」という。）を整備し、「令和 7 年度までに行政手続のオンライン利用率を 60%とする」との目標を掲げて利用を推進してきたものの、その利用状況は低調となっており、抜本的に見直すこととしている。

このような状況を踏まえ、本調査ではオンライン申請に係る申請者・審査者（以下「利用者」という。）の実状を含め、行政手続に係る負担等の実態を明らかにするとともに、農林水産省が進める DX を推進するための具体的な方策を提示することによって、関係行政の見直しに資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

デジタル庁、農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

11 道府県：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、富山県、福井県、京都府、和歌山県、福岡県、佐賀県

22 市町：旭川市、岩見沢市、当別町、音更町、山形市、福島市、郡山市、土浦市、ひたちなか市、富山市、高岡市、福井市、越前市、京都市、亀岡市、田辺市、紀の川市、柳川市、八女市、糸島市、唐津市、伊万里市

46 関係団体（土地改良区等）

上記の対象機関については、調査対象とした制度・行政手続（以下「制度」という。）のうち一部のみを対象としたものも含み、それぞれの実務担当者からヒアリングを行ったものである。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、九州）

石川行政評価事務所

4 実施時期

令和 7 年 6 月～8 年 3 月

第2 調査結果

1 行政手続のオンライン化の概要

（農林水産省における取組の経緯）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）では、行政のデジタル化に関する基本原則等を掲げ、国の行政手続のオンライン実施を原則化することなどにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等を図ることとされている（第 1 条）。また、情報システムの整備に当たっては、併せて、関連する行政機関等の事務の簡素化、合理化等も含めた手続等の見直しに努めることとされている（第 5 条第 3 項）。

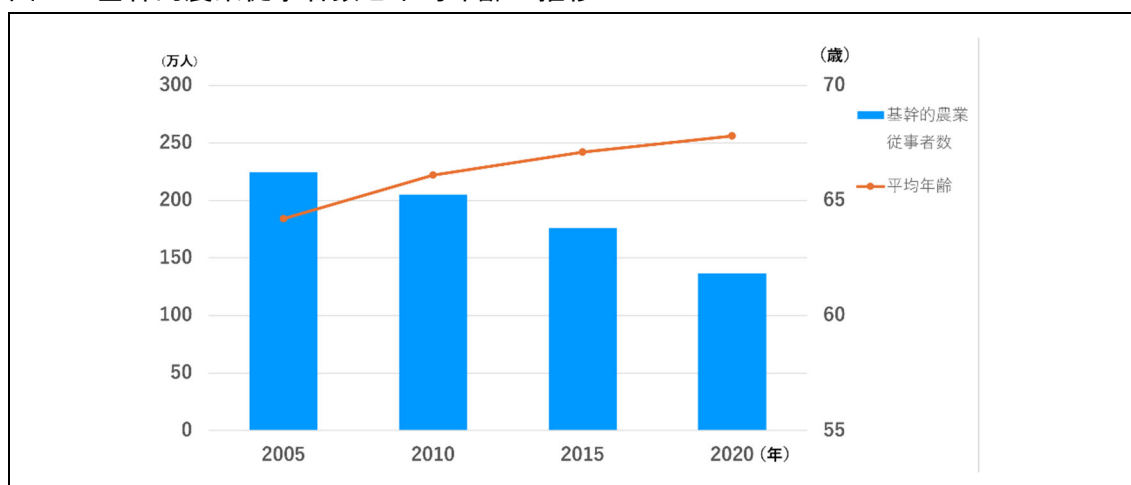
表 1 デジタル 3 原則

①デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③コネクテッド・ワンス ストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンスストップで実現する

（注）令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」から引用した。

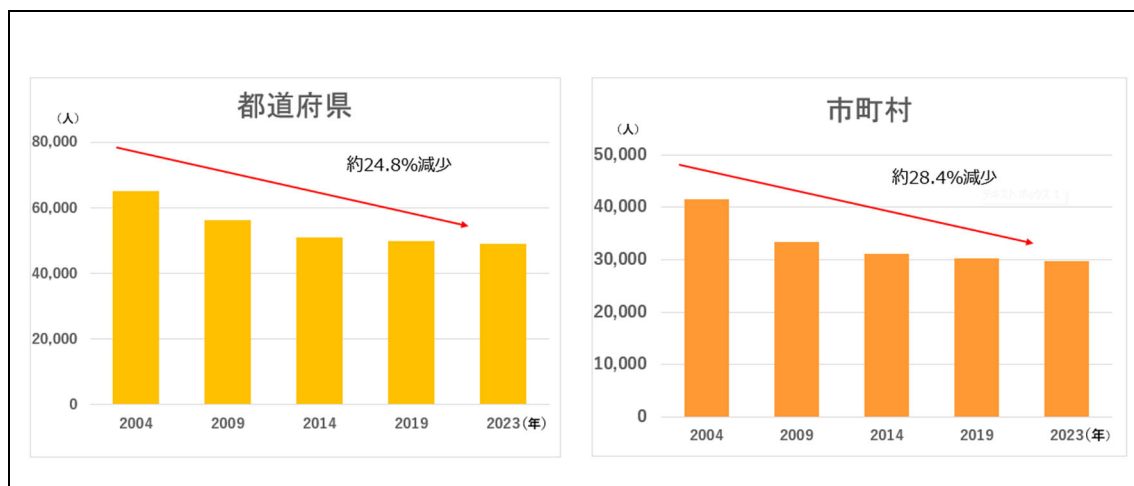
農林水産分野においても、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足が深刻化する中、地方公共団体の農林水産担当職員の減少も一層顕著になっている状況を背景として、農林水産省は、農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減し、農業者等が生産や経営に注力でき、行政手続等が滞りなく効率的に行われるよう、DX による行政手続の効率化を進めてきている。

図 1 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移



（注）農林水産省「農林業センサス」及び「農業構造動態調査」に基づき当省が作成した。

図2 地方公共団体職員数（農林水産分野）の推移



（注）総務省「地方公共団体定員管理調査結果」に基づき当省が作成した（なお、市町村は一部事務組合の職員を除いている。）。

農林水産省では、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「令和4年重点計画」という。）に基づき、「デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画」（令和4年10月5日農林水産省行政情報化推進委員会決定。以下「中長期計画」という。）を策定している。中長期計画では、農林水産省の行政実務のデジタル化や基盤整備に係るプロジェクトを中心に、個々の情報システムに係る業務改革（BPR）、経費削減等の方針や投資等の取組の現状と課題、課題を踏まえた対応方針や目標等を明らかにしている。

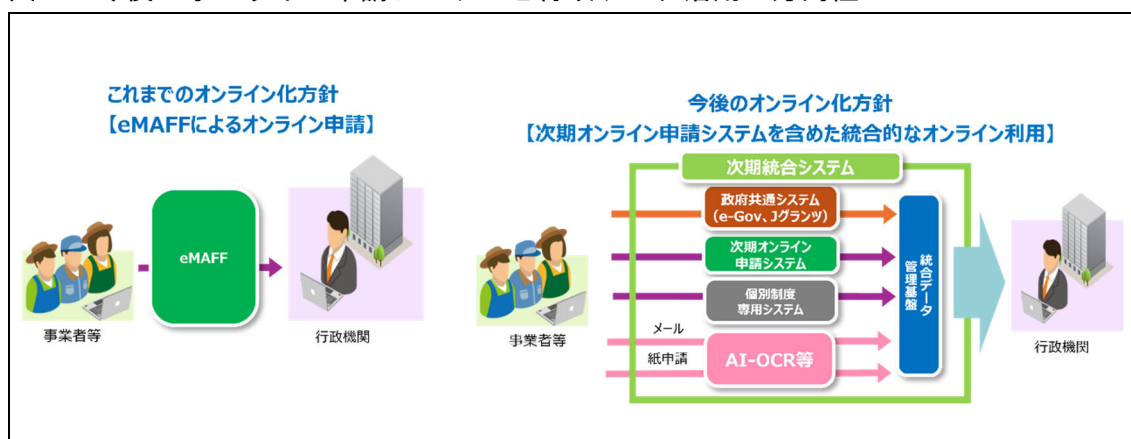
中長期計画では、行政手続のオンライン化の現状と課題について、「申請をオンライン化し、円滑に処理することによる利便性の向上と、膨大なレコードを適切に保管・管理し、効率的な政策の計画立案や実行を実現するためのシステムとして、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を整備し、令和3年度から本格稼働」しており、「行政手続や補助金・交付金の申請のオンライン化は相当程度進んだ一方、オンライン利用の状況は、これから伸ばしていく段階」としている。課題とされたオンライン利用について、令和4年重点計画では「令和7年度（2025年度）末までにオンライン利用率60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む」とされており、中長期計画の計画目標にも「令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする」ことを掲げている²。

² 目標の考え方として、農林水産省が公表する「オンライン利用率引き上げの基本計画」（令和3年8月23日）において、「基幹的農業従事者の年齢構成に応じた人数に年代別のスマートホン保有率とを掛け合わせた数字から、令和7年度までにリタイアすることが予想される75歳以上の農業従事者数を除くと、スマートホンの保有率が58%となった。これを踏まえ、意欲的な数値目標として設定したもの。」とされている。

（オンライン申請システムの見直し）

しかしながら、eMAFF の利用実績が見込みに比べて低調³であり、また、eMAFF によるオンライン申請を実施しても行政手続の負担軽減効果が十分に発揮できていない実態や、デジタル庁が所管する汎用的なオンライン申請システム（e-Gov、j グランツ等。以下「共通機能」という。）に比べて運用保守経費が高騰していることが明らか⁴になっており、農林水産省では、これらの課題を解消するため、eMAFF を抜本的に見直した次期オンライン申請システムの構築を進めている。

図3 今後のオンライン申請システムと行政データ活用の方向性



（注）令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）資料から引用した。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）においても、eMAFFについて、「業務効率化に一定の効果があったとの評価もある一方、申請数の少ない手続を含めてeMAFFに集約したこと、オンライン申請になじみにくい手続が依然として多いことから、システムの利便性や費用対効果に課題がある」とされ、今後の見直しの方向性として、「現状のままではオンライン申請になじみにくいものについては、BPRを行った上でシステムによる業務効率化を目指す」など、DXによる行政手続の効率化に取り組み、農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減することとされている。また、eMAFFをはじめとする各システムの利用促進の観点から、現場の実状やニーズを着実に捉えること、さらに、データ駆動型の農業政策を展開する観点から、EBPM（根拠に基づく政策立案）に活用するため、各システムで取得する申請データを統合的に蓄積・管理することとされている。

³ 農林水産省が公表する「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年8月23日）によると、令和2年度のオンライン利用率は0.3%とされている。

⁴ eMAFFのシステム経費（令和5年度予算執行額）は、43.9億円（うち運用保守経費33.4億円）であり、令和3年度以降、開発・整備経費は年間約10～15億円、運用保守経費は年間約30～35億円で推移している。また、行政改革推進会議の下で実施された令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）においても、有識者から、「設定したアウトカム目標が計測できていない状況に加え、システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき」などと指摘されている。

（調査対象とした制度）

このように、農林水産省においては前述の eMAFF を含め、オンライン申請を可能とするシステムが整備・運用されているものの、表 3 のとおり、多様な主体が関わることによる手続そのものの煩雑さなどにより、行政手続の負担軽減効果が十分に発現されていないことが想定された。また、次期オンライン申請システムも含め、DX による行政手続を進めるに当たっては、現場の運用実態を把握した上で、必要な業務の見直しや手続の簡素化、効率化等を行うことが重要と考えられた。

このため、当省において、申請件数等を基に、所管部局のバランスも考慮して選定した 18 制度（表 2 及び 3 参照）を対象として、各制度の利用者である申請者側と審査者側の双方の視点から、オンライン申請による利便性向上及び効率化に係る状況等【2 関係】（P17～）、行政手続における利用者の負担等の実態等【3 関係】（P37～）を調査することによって、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等につながる方策を検討した。

また、中長期計画において、当時の課題として、「業務見直しは、（略）利便性の向上やデータ利活用に繋がるものであり、（略）全職員に意識され組織全体として定着させていくことが必要」とされていることや、政策評価審議会において、本調査の実施に当たり留意すべき点として「組織内で DX を進める目的を共有し、現場のニーズを確実に把握した上で対応することが必要」と有識者から指摘⁵があったことを踏まえ、行政手続に係る業務見直しのための組織体制の状況【4 関係】（P72～）についても調査し、組織的な DX 推進につながる方策を検討した。

⁵ 第 42 回政策評価審議会（令和 7 年 3 月 27 日開催）参照

表 2 調査対象とした各制度の概要

制度番号	①	制度名	飼養衛生管理基準
制度概要	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策により、畜産の振興を図ることを目的として、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）で定めたもの 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生状況に関し、所有する家畜が所在する都道府県に報告することとされている。また、農林水産省は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について公表している。		
関係法令等	・家畜伝染病予防法 ・家畜伝染病予防法施行規則		
eMAFF	実装済み	事例 No.	29、30

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	②	制度名	経営所得安定対策等
制度概要	経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（いわゆるゲタ対策）は、麦や大豆等、対象となる畑作物を生産した面積又は数量に応じて、農業者（認定農業者等）に交付金を交付するもの。また、経営所得安定対策のうち米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（いわゆるナラシ対策）は、米や畑作物等の対象作物の農業者（認定農業者等）の収入が過去の標準的収入額を下回った場合に、その差額の 9 割を補填するもの 水田活用の直接支払交付金は、水田を利用して麦及び大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を作付けした面積に応じて、農業者（全ての販売農家）に交付金を交付するもの。作付面積は水田台帳に基づき計算され、その主たる事務は地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）が担う。		
関係法令等	・経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知） ・経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知） ・経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7134 号農林水産省経営局経営政策課長通知）		

	・経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（水田活用直接支払交付金版）（令和7年4月1日付け6農産第5363号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	5、9

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	③	制度名	農産物検査制度
制度概要	農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長等するため、検査機関の登録手続のほか、農産物（米穀、麦、大豆等）の種類、銘柄、品位等の検査や成分の検査など、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を定めた農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、農産物検査員の変更の届出、検査実績等の報告等の各種申請・報告が行われるもの		
関係法令等	・農産物検査法 ・農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号） ・農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）		
eMAFF	未実装	事例 No.	7、21、22

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	④	制度名	肉用牛肥育経営安定交付金
制度概要	畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的として、肉用牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付するもの（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立金から支出され、農林水産省が指定した各都道府県の畜産協会等が積立金管理者として事務を行っている。）		
関係法令等	・畜産経営の安定に関する法律 ・畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号） ・肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	10、14、34

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑤	制度名	農地法
制度概要	耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的として、農地について、権利移動や転用の規制、利用関係の調整等の措置を講ずることにより個々の農地の適正利用を確保するもの		
関係法令等	・農地法（昭和 27 年法律第 229 号） ・農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号） ・農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長、農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	8、15、18、35

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑥	制度名	認定農業者制度
制度概要	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的として、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市町村等が認定（複数の市町村又は都道府県で農業を営む農業者が農業経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの		
関係法令等	・農業経営基盤強化促進法 ・農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号） ・農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	1、11、23、24

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑦	制度名	農業協同組合法
制度概要	農業協同組合（農業者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		

関係法令等	・農業協同組合法 ・農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号） ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、16、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑧	制度名	水産業協同組合法
制度概要	漁業協同組合（漁業者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		
関係法令等	・水産業協同組合法 ・水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号） ・漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑨	制度名	森林組合法
制度概要	森林組合（森林の所有者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		
関係法令等	・森林組合法 ・森林組合法施行規則（平成 18 年農林水産省令第 46 号） ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知）		

	・森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について（平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知。以下「平成 18 年林野庁長官通知」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑩	制度名	農業共済制度
制度概要	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業者が加入を申し込み、掛金を支払うことで、責任期間内に発生した自然災害等による収量減等を補償するもの。なお、掛金は、農業共済組合が補償金額に掛金率を乗じて算出している。		
関係法令等	・農業保険法 ・農作物共済引受要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	25、31

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑪	制度名	土地改良財産制度
制度概要	土地改良財産（貯水池、頭首工、揚水機場、水路、農道など、国営土地改良事業の実施により造成された土地改良施設）の管理については、管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）への委託管理ができることとなっており、管理受託者から地方農政局等に対して、毎年度の管理状況の報告などの各種手続が行われているもの		
関係法令等	・土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	12、35、36、37

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑫	制度名	多面的機能支払交付金
制度概要	地域内の農業者とその他の者が共同で取り組む地域活動の支援を目的として、i）農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など多面的機能を支える活動や、ii）水路のひび割れ補修、農道のくぼみの補修、ため池の外来種駆除など地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動等に対して費用補助を行うもの（国、地方（都道府県、		

	市町村)、農業者等が同等に負担し、国と地方を合わせた交付単価を設定)		
関係法令等	・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） ・ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知） ・ 多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知） ・ 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	6、13、20

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑬	制度名	中山間地農業ルネッサンス事業
制度概要	中山間地農業を元気にするための多様な取組を後押しするため、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画（以下「振興計画」という。）を都道府県が策定し、振興計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等を講ずるもの		
関係法令等	・ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知） ・ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6115 号農林水産省食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、林野庁長官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	32

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑭	制度名	保安林制度
制度概要	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制するもの		
関係法令等	・ 森林法 ・ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）		

	・森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	－

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑮	制度名	伐採造林届出制度
制度概要	森林法に基づき、森林所有者等に対して立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届」という。）を提出することを義務付け、市町村森林整備計画との適合等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を義務付けることにより、適正な森林施業が確保されるよう措置するもの		
関係法令等	・森林法 ・森林法施行規則 ・伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁森林整備部計画課長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	26、35

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑯	制度名	水産基盤整備事業
制度概要	我が国の水産業を取り巻く情勢を踏まえ、水産政策の課題に的確に対応するとともに、公共投資の効率性・透明性の確保の観点から、資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開が可能で、施策目的が明確な事業体系（水産物供給基盤整備事業、水産資源環境整備事業及び漁村総合整備事業）により効率的・効果的な基盤整備を実施するもの		
関係法令等	・水産基盤整備事業補助金交付要綱の制定について（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官通知。以下「農林水産事務次官通知」という。） ・水産基盤整備事業情報管理システムの使用方法について【申請者】（令和2年11月水産庁漁港漁場整備部整備課。以下「水産庁整備課作成資料」という。） ・水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル（令和4年3月水産庁漁港漁場整備部作成）		

eMAFF	実装済み	事例 No.	27、38
-------	------	--------	-------

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑰	制度名	肥料の品質の確保等に関する法律
制度概要	肥料は、見た目でその品質を判別することが困難であり、肥料生産者と農業者の間に情報格差が発生しやすく、公正な取引が行われないおそれがある。このため、肥料の品質、公正な取引及び安全性の確保を目的として、肥料の登録申請等を通じて肥料の生産等に関する規制を行うもの		
関係法令等	・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）		
eMAFF	未実装（単独システム）	事例 No.	4、28

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑱	制度名	輸出証明書制度
制度概要	農林水産物又は食品を輸出する際に、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づき発行される輸出証明書（原発事故関連の証明書・衛生証明書等）の申請手続を行おうとする者が、農林水産物等の輸出証明書の発給のための専用システム（一元的な輸出証明書発給システム）を利用して、必要な輸出証明書の交付申請を行い、地方農政局等における承認により、輸出証明書の発給を受けるもの		
関係法令等	・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号） ・農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程		
eMAFF	未実装（単独システム）	事例 No.	33

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

表3 各制度の基礎情報

(次頁へ続く)

制度名	調査対象とした主な手続	主な申請者	主な申請先					
			各種団体	協議会等	市町村	都道府県	地方農政局等	本省
①飼養衛生管理基準	農場台帳の登録、定期報告、自己点検	家畜の所有者				○		
②経営所得安定対策等	交付申請書等の提出	農業者等		△		△	○	
③農産物検査制度	農産物検査員の登録	農産物検査員、登録検査機関等				○	○	
④肉用牛肥育経営安定交付金	個体登録申込書の提出、販売確認申出書の提出	登録生産者	○					
⑤農地法	農地等の権利取得に係る農地法の届出等	農地について権利を有する者			○	○		
⑥認定農業者制度★	農業経営改善計画の認定	農業者			○	○	○	
⑦農業協同組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	農業協同組合・連合会				○	○	○
⑧水産業協同組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	漁業協同組合・連合会				○		○
⑨森林組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	森林組合・連合会				○		○
⑩農業共済制度★	加入申込み、保険事業関係書類の提出	農業者、農業共済組合	○					○
⑪土地改良財産制度★	他目的使用等申請等	管理受託者（土地改良区等）					○	
⑫多面的機能支払交付金	実施状況報告	活動組織（農業者等のグループ）、地方公共団体			△	△	△	○
⑬中山間地農業ルネッサンス事業	振興計画認定（変更）申請	地方公共団体（都道府県）				△	○	○
⑭保安林制度★	保安林の指定・解除の申請	森林所有者				○		○
⑮伐採造林届出制度★	伐採造林届の提出	森林所有者、林業者、森林組合、民間企業			○			
⑯水産基盤整備事業	交付申請書等の提出	地方公共団体等（都道府県、北海道開発局）				△	△	○
⑰肥料の品質の確保等に関する法律	普通肥料の登録	民間事業者等	△			○		○
⑱輸出証明書制度★	輸出証明書等の発給申請	民間事業者				○	○	○

(前頁からの続き)

制度名	機関数					所管部局
	各種団体	協議会等	市町	道府県	地方農政局等	
①飼養衛生管理基準				10		消費・安全局
②経営所得安定対策等		21		9	18	農産局
③農産物検査制度	12			8	3	農産局
④肉用牛肥育経営安定交付金	6					畜産局
⑤農地法			21	10	5	経営局 農村振興局
⑥認定農業者制度★			21	10	6	経営局
⑦農業協同組合法	13			8	4	経営局
⑧水産業協同組合法	6			7		水産庁
⑨森林組合法	9			8		林野庁
⑩農業共済制度★	6					経営局
⑪土地改良財産制度★	12		3	6	6	農村振興局
⑫多面的機能支払交付金		1	21	10	5	農村振興局
⑬中山間地農業ルネッサンス事業				7	4	農村振興局
⑭保安林制度★				8		林野庁
⑮伐採造林届出制度★	8		14			林野庁
⑯水産基盤整備事業				5	1	水産庁
⑰肥料の品質の確保等に関する法律				8		消費・安全局
⑱輸出証明書制度★					5	輸出・国際局

(参考)

総申請件数	eMAFF 申請件数
688,046	—
363,025	5,966
1,213	0
—	—
594,016	0
46,600	600
515	253
—	—
100	100
12,497	12,376
1,979	1,054
—	—
—	—
30,933	200
16,000	0
—	—
37,894	(2,200)
250,890	(180,000)

(注1)「主な申請先」は、調査対象とした主な手続について、その審査等において関係する主要な機関を表したものであって、申請先(最終申請先:○、経由:△)を記載した。なお、同じ手続であっても、申請者の活動区域などによって申請先が異なる場合は、それぞれに記載した。

(注2)「機関数」は、本調査において調査対象とした機関数である。

(注3)「総申請件数」及び「eMAFF 申請件数」は、デジタル庁及び農林水産省が公表している「行政手続等の悉皆調査結果」(令和6年度)に基づき、次の4、5の方法により当省が集計したものであり参考値である(ただし、経営所得安定対策等については、令和6年度の実績値である。)

また、同調査結果の年間件数(原則令和5年4月1日から6年3月31日まで)については、原

則、数値（推計値も含む。）として回答のあったもののみを集計している。

（注4）「総申請件数」は、関係法令に関わる全ての手続について、「手続類型（申請等）」に係る「総手続件数」を集計したもの。なお、一部の制度（★）は、該当する手続についてのみ集計した。

（注5）「eMAFF 申請件数」は、「情報システム（事務）」において、「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を含む記載があるものについて、「オンライン手続件数」を集計したもの。なお、eMAFF 以外の単独システムを利用する制度（⑰肥料の品質の確保等に関する法律、⑱輸出証明書制度）は、単独システム（肥料情報システム（e 肥料）及び一元的な輸出証明書発給システム）によるオンライン手続件数を（ ）に記載したもの

（注6）「eMAFF 申請件数」のうち「－」と記載した箇所は、「行政手続等の悉皆調査結果」から算出できなかったもの

2 オンライン申請の利用推進のための取組状況

農林水産分野においては、上述したとおり、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足等に加えて、地方公共団体の農林水産担当職員等も減少している状況である。農林水産省は、こうした中で農林水産業を成長産業としていくために、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体職員等が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することを目的として、eMAFF の整備・運用を行っており、その効果に関する目標として、「令和 7 年度までに行政手続のオンライン利用率を 60%とする」ことを掲げている。この具体的な取組として、中長期計画においては、「認知度の向上のため、eMAFF のサービスの利用者への周知、広報、地方自治体等への働きかけや研修の実施、動画等の研修教材の拡充を実施する。」などとしている。

このため、今般の調査対象とした 18 制度のうち、eMAFF 以外の単独システムを利用する 2 制度（肥料の品質の確保等に関する法律及び輸出証明書制度）を除く、16 制度（試行等、本格実装まで至らなかった制度を含む。）について、(1) 農林水産省からどのような働き掛けがなされたのか、(2) 実際の利用につながっていたのか、(3) 利用によって負担軽減及び利便性向上といった効果にまでつながっていたのか、各制度の利用者（農林水産省を除く。以下(1)から(4)まで同じ。）に対して聴取した結果、次のような状況が確認できた。

(1) 働き掛けの状況

eMAFF の認知度の向上のための取組としては、農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ及び各所管部局）が中心になって、地方農政局（北海道農政事務所を含む。以下同じ。）を通じて、eMAFF のサービスの利用者への周知、広報、地方公共団体等への働き掛けや研修の実施、動画等の研修教材の拡充などの取組を実施している。

具体的な取組として、農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ）においては、表 4 のとおり、eMAFF を利用するための一般的な働き掛けとして、地方公共団体に対し eMAFF を利用するための基本機能の説明並びに eMAFF アカウントの取得方法、ログイン方法や eMAFF の対象手続の検索方法など、eMAFF の概要及び利用のための基本的な操作方法について説明を実施している状況が確認できた。他方、農林水産省（各所管部局）においては、制度別の働き掛けとして、申請等に当たっての操作方法等について具体的に説明している制度も確認できたが、郵送費削減等に結びつくことを伝えるなど一般的な働き掛け以上の説明を確認できなかった制度もあった。

今般の調査対象とした各制度の利用者においては、農林水産省からの働き掛けについて、6 制度では全ての利用者において確認でき、7 制度では一部の利用者において確認できたが、3 制度では全ての利用者において確認できなかった。このため、eMAFF の存在について認知されていない状況や、認知されていても、eMAFF は国に対する申請のみが対象であって地方公共団体に対する申請は対象となっていないと誤認しているなど、自らが関係する制度が eMAFF の対象となっていることまで認知さ

れていない状況も確認できた。なお、申請者によっては、他府省庁の制度において既にオンライン申請を利用しており、システムの利用に慣れているため、eMAFFの対象であることが周知されていれば問題なく利用可能であったとする制度も確認できた。

また、農林水産省から制度に関係する地方公共団体等への働き掛けは、地方農政局の実務担当者によって実施状況が異なったり、eMAFFの導入当初に限られたりするなど、統一的・継続的に行われていない状況も確認できた。

このため、制度に関係する地方公共団体等においても、その利用推進に対する認識が異なっていたり、申請者への働き掛けが行われていなかったりし、利用拡大につながっていない状況が確認できた。

表4 農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ）による働き掛け（主なもの）

実施年度	事項	対象	働き掛けの概要
平成30年度	地方公共団体へのアンケート調査	地方公共団体	eMAFFの検討案（基本機能、導入スケジュール等）について、都道府県に説明し、都道府県及び市町村からの要望聴取のアンケート調査を実施
令和元年度	地方公共団体へのアンケート調査	地方公共団体	eMAFFの検討案について、都道府県に説明し、都道府県及び市町村からの要望聴取、eMAFFアカウントの利用希望数等のアンケート調査を実施
2年度	利用開始に向けた説明	地方公共団体	eMAFFの概要（アカウントの取得方法等）について、利用を開始する制度の関係者に説明
3年度	概要説明	地方公共団体	eMAFFの概要について、都道府県に説明
4年度	概要説明	地方公共団体	eMAFFの概要について、都道府県に説明
4年度	概要説明	地方農政局	eMAFFの概要について、地方農政局に説明し、管内の地方公共団体に対してeMAFFの活用推進を行うよう依頼
5年度	概要説明、操作説明	地方農政局	eMAFFの概要及び操作方法について、地方農政局に説明し、管内の地方公共団体に対してeMAFFの活用推進を行うよう依頼
5年度	概要説明、操作説明	地方公共団体	eMAFFの概要及び操作方法について、都道府県及び市町村に説明

5年度	市町村向け操作体験	地方公共団体	251市町村にeMAFFの操作方法の説明を実施し、実際にeMAFFアカウントの取得等の操作を実施
-----	-----------	--------	--

(注) 農林水産省資料に基づき当省が作成した。

(2) 利用状況

今般の調査対象とした各制度（eMAFF上のエラーにより利用に向けた働き掛けを停止した1制度を除く。）の利用者においては、利用実績について、5制度では全ての利用者において確認でき、4制度では一部の利用者において確認できたが、6制度では全ての利用者において確認できなかった。このように、多くの制度において利用にまで至っていない状況が確認できた。なお、制度によっては、申請者である農業者等ではなく、申請先である地方公共団体等において代理入力が行われている実態や、別途システムが構築されている実態も確認できた。

全ての利用者において利用実績が確認できた5制度のうち3制度（土地改良財産制度、中山間地農業ルネッサンス事業及び水産基盤整備事業）については、農林水産省から利用者に対して、当該制度の事業実施要綱等において原則eMAFFを利用する旨を記載して周知していたほか、毎年度の担当者会議を通じて利用率の目標・実績を共有しており、統一的・継続的な働き掛けを行っている状況が確認できた。

また、一部の利用者において利用実績が確認できた4制度のうち1制度（農業協同組合法）については、一部の地方農政局において、利用者に対する個別の働き掛けや、毎年度末の人事異動時期に合わせて利用推進に係る連絡文書を発出しており、他の地方農政局に比して利用実績が高い（地方農政局全体の利用実績の8割超を占めている。）状況も確認できた。

他方、制度によっては、制度内の一部の手続において申請書の提出方法が電子メールであること、オンライン申請の対象でないことから、更なる利用拡大に当たっての課題も確認できた。また、利用実績がある制度においても、地方農政局の実務担当者を含む利用者から、電子メールによる提出を上回る利用メリットが分からないなどの意見も聴かれた。

これらのことから、上記(1)のとおり、eMAFFの存在やeMAFFが対象とする制度に係る認知状況など、農林水産省から利用者への働き掛けの状況が利用状況に影響しているものと考えられる。なお、利用を働き掛ける際には、各制度の利用者の実状に応じてオンライン申請による利用メリットを具体的に伝えるなど効果的な利用推進を図ることが必要であると考えられる。また、一部の制度においては、eMAFF実装後に一部の地方公共団体に対して個別に利用を推進する取組が確認できたものの、早期からの効果の発現を見据えれば、eMAFF実装前から継続的な周知を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要があると考えられる。

なお、利用者からは、eMAFFの利用メリットを感じないことに加え、「業務多忙の中、膨大なマニュアルを読んで理解する時間がとれない」、「入力画面は職員でも理

解が難しいため、農業者にとって分かりやすいシステムにすることが必要」など、UI（ユーザーインターフェース）⁶/UX（ユーザーエクスペリエンス）⁷の改善を求める意見等が聴かれたことにも留意する必要がある。

(3) 効果の発現状況

今般の調査対象とした各制度（全ての利用者において利用実績が確認できなかった7制度を除く。）の利用者においては、9制度について、eMAFFを利用したオンライン申請による一般的な効果（郵送費削減等）までは確認できたが、データ利活用を前提としたデータ蓄積・管理が行われておらず、食料・農業・農村基本計画に記載のようなオンライン申請によるデータの政策等への利活用までの効果は確認できなかった。

eMAFFを利用したオンライン申請について、農林水産省は、上述の9制度について、その利用を通じて少なくとも上述の一般的な効果にはつながっていると認識している。このうち1制度（農業共済制度）においては、申請者から、「農林水産省からの修正等が具体的・明確なものとなり、不必要な連絡等の減少につながった」など、実務担当者の負担軽減につながっているとする意見も聴かれた。

他方で、利用者からは、「電子メールでも申請可能となっている現状からすれば、電子メール以上の効果が明らかでなければ利用動機は生じない」との意見も聴かれた。また、オンライン申請の利用実績がある制度においても、申請者がデータをシステム入力しているものの、農林水産省が当該データの利活用を行っていないのみならず、従来の申請書も添付させている実態や、農業者等の高齢化や通信設備などの外部環境の課題もあり、都道府県等が農業者等から提出された書類をeMAFFに代理入力を行っている実態など、かえって申請者や都道府県等の負担が増大している状況が確認された。

さらに、今般の調査において、各制度の実務担当者からeMAFFを利用するに当たって必要な機能として要望のあったものの中には、表5のとおり、既にeMAFFの機能として具備されているものの、地方農政局を含め、各制度の実務担当者において当該機能が十分に認知されていない状況にあるものもうかがわれた。このため、こうした機能の周知がなされれば、eMAFFの更なる利用等による効果の発現につながる可能性も確認できた。

⁶ 利用者がサービス・システムを操作するときに直接触れる見た目や操作部分のこと。

⁷ 利用者がサービス・システムを利用する際に得る体験全体のこと。

表5 各制度の実務担当者の要望に関連する機能について

制度名	利用者の要望	eMAFF 機能
認定農業者制度	広域認定を希望する農業者の認定申請を受け付けた地方農政局や都道府県から、市町村に認定要件に即して適当か否かの意見を求めた際、市町村がeMAFF上で意見を出せる機能があればよい。	既に、eMAFF上で「承認」、「否認」を選択できる機能が付与されている。
土地改良財産制度	事前相談の機能を付与するとともに、申請書のかがみは添付不要とし、内部決裁のため入力情報を申請書に出力できる機能があればよい。	既に、一時保存機能を使用して事前相談することは可能であり、帳票出力機能も付与されている。
	期間更新に係る更新漏れ等を防止する自動通知や、申請後のステータス表示、承認書のシステム通知及び全ての申請実績の一括閲覧を可能としてほしい。	既に、ステータス表示や過年度申請実績は表示可能である。
中山間地農業ルネッサンス事業	一時保存ができないため、エラーでやり直しになることがある。	既に、一時保存機能はあり、実務担当者向けのマニュアルにも画面付きで案内されている。
	軽微な修正でも都道府県側から取戻しができず、地方農政局に依頼して差戻しをしてもらう手間がかかっているため、取戻機能があればよい。	既に、取下機能はあり、eMAFF申請者マニュアルにおいても、申請後に修正が必要となった場合は、申請を取り下げて再度申請するよう案内されている。
	eMAFFを用いればかがみが不要となるような機能があればよい。	本制度では既に、都道府県から地方農政局に提出する「(様式第2号)地域別農業振興計画認定申請書」について、文書番号等をeMAFFで入力することでかがみが自動で作成される機能はあり、かがみの添付は不要となっている。

(注) 当省の調査結果による。

なお、農林水産省においては、表6のとおり、利用メリットとして、申請者側及び審査者側それぞれについて、次のようなものが想定されていた。

表6 想定される主な利用メリット

主体	想定される主な利用メリット
申請者	・ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省ける。 ・過去の申請情報の利用により申請書の記入の手間が省ける。 ・申請の審査状況がリアルタイムで把握できる。
審査者	・申請書を紙で管理し審査することがなくなる（基本はデータ）。 ・審査に関する申請者との連絡・調整が eMAFF 内で完結 ・過去の申請情報の閲覧・検索が容易 ・業務の必要に応じ、農業経営体情報の閲覧が可能

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

このように、eMAFF を利用したオンライン申請による効果の発現状況は限定的ではあるものの、将来的に、行政手続等の簡素化、効率化等やデータの政策等への利活用を見据えれば、各制度の利用者の実状に合わせて、オンライン申請以外の方法を併用しつつも、引き続きオンライン申請を推進する必要があるものと考えられる。また、オンライン申請を推進するに当たっては、少なくとも電子メールを上回る効果につながるよう、想定されている主な利用メリットの発現に向けて、各制度における具体的な対応につなげる必要があるほか、オンライン申請により取得したデータの蓄積・管理による政策等への利活用の推進を志向する必要があると考えられる。

(4) 各制度における取組状況と課題

今般の調査対象とした各制度の利用者に対する利用推進の取組状況について、上記(1)～(3)の状況を踏まえて整理すれば、表7のとおりである。

表7 調査対象16制度におけるeMAFF利用推進のための取組状況（一覧表）

制度名	利用推進の取組状況		
	(1) 働き掛け	(2) 利用	(3) 効果の発現
①飼養衛生管理基準	○	○	△
②経営所得安定対策等	△	△	△
③農産物検査制度	△	—	—
④肉用牛肥育経営安定交付金	○	×	—
⑤農地法	△	×	—
⑥認定農業者制度	△	△	△
⑦農業協同組合法	△	△	△
⑧水産業協同組合法	×	×	—
⑨森林組合法	×	×	—
⑩農業共済制度	○	○	△
⑪土地改良財産制度	○	○	△
⑫多面的機能支払交付金	△	×	—
⑬中山間地農業ルネッサンス事業	○	○	△
⑭保安林制度	△	△	△
⑮伐採造林届出制度	×	×	—
⑯水産基盤整備事業	○	○	△

(注) 各欄の記号(○△×)は、今般の調査対象とした各制度の利用者に対する利用推進の取組状況を評価するため、それぞれの取組について以下を基準として当省にて付したものである。

- (1) 「働き掛け」は、農林水産省からの働き掛けが、調査対象とした全ての利用者において確認できたものは「○」を、一部の利用者において確認できたものは「△」を、全ての利用者において確認できなかったものは「×」を、それぞれ付した。
- (2) 「利用」は、利用実績が、調査対象とした全ての利用者において確認できたものは「○」を、一部の利用者において確認できたものは「△」を、全ての利用者において確認できなかったものは「×」を、全ての利用者において利用可能な環境になかったものは「—」を、それぞれ付した。

- (3) 「効果の発現」は、調査対象とした利用者において、オンライン申請による一般的な効果の発現のみ確認できたものは「△」を、(2)において利用実績が確認できなかったものは「－」を、それぞれ付した。

また、上記 16 制度について、農林水産省における eMAFF 利用推進のための具体的な取組状況及び課題を調査対象機関等の実務担当者から聴取した結果は、次のとおりである。

①飼養衛生管理基準
＜利用推進の取組状況＞ (1) 働き掛け：○ (2) 利用：○ (3) 効果の発現：△ 道府県（10）に確認したところ、農林水産省から道府県（家畜保健衛生所を含む。）及び家畜の所有者に対して、eMAFF アカウントの取得を推進するなど利用のための働き掛けが確認できた。 一部の道府県（2）からは、利用環境が整備されている法人や若手の家畜の所有者であれば、自らシステム上で報告ができるため、利用の可能性は高まるとの意見も聴かれた。 しかしながら、いずれにおいても、家畜の所有者の大半がシステムを利用しておらず、道府県において代理入力をしている状況が確認できた。また、いずれの実務担当者も、将来的なデータ蓄積・管理による利活用メリットは示しつつも、オンラインの利用環境等が十分ではない家畜の所有者も多いことから、代理入力により事務負担が増大している意見が聴かれ、負担軽減などの効果の発現は確認できなかった。
＜利用推進の課題＞ オンラインの利用環境等が十分ではない家畜の所有者も多いことから、道府県において代理入力している実態が確認され、申請者である家畜の所有者における利用は困難な状況が見受けられる。 このため、飼養衛生管理基準の遵守状況等を、関係者間でタイムリーに情報共有、分析結果の活用等ができる飼養衛生上のメリットについて、都道府県等を通じて継続的かつ計画的に周知徹底を図るだけでなく、都道府県における代理入力が大半を占める現状を前提としてシステムの機能の改善を検討する必要がある。 (注) 当省の調査結果による。
②経営所得安定対策等
＜利用推進の取組状況＞ (1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△ 地方農政局（6）、地方農政局の地域拠点（12）、道府県（9）及び地域協議会（21）に確認したところ、農林水産省は、申請者である農業者や事務を担う地域協議会に対して、eMAFF アカウント取得方法などの一般的な働き掛けにとどまってお

り、一部の地域協議会（２）を除き、利用実績は確認できなかった。

利用実績のある地域協議会（２）の実務担当者からは、「職員の事務負担が軽減された」、「システムの利便性が低いことやシステムへ直接入力ができない農業者がいることなど、システム利用によるメリットは一部にとどまっている」などの意見が聴かれた。他方、地方農政局の実務担当者からは、「異動や職員の減少による地域協議会の体制のせい弱化が顕著になっている」などの懸念が示された。

<利用推進の課題>

申請者である農業者に対して、eMAFF そのものやその利用メリット等が十分周知されていない状況となっている。他方、交付事務を円滑に実施するため、農業者から提出された交付申請書を基に、地域協議会がデータ化して地域拠点に提出するなどしている実態を踏まえれば、農業者における利用は困難な状況がみられる。

このため、オンライン申請の利用推進に当たっては、少なくとも地域協議会における交付申請書等のデータ化に係る効率化に優先して取り組む必要がある。

（注）当省の調査結果による。

③農産物検査制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：－ (3) 効果の発現：－

地方農政局（３）、道府県（８）及び農業協同組合（１２）に確認したところ、令和４年以降、地方農政局を通じて周知活動を行っていたことから、eMAFF アカウントの取得方法等に係る説明があったとする道府県（４）及び農業協同組合（４）が確認できた。

他方で、令和５年末（eMAFF に実装前）に eMAFF 上のエラーが判明したため、全ての地方農政局において利用に向けた働き掛けを停止し、さらに６年度以降、eMAFF そのものの見直し方針を受けて、次期オンライン申請システムを見据えて働き掛けを行うこととした。なお、その際、前述の「説明があった」とする道府県の一部（２）及び全ての農業協同組合（４）では、利用のための周知がされていたにもかかわらず、その停止理由が共有されていない状況が確認できた（実装前であったため影響は生じていない。）。

<利用推進の課題>

農業協同組合によっては eMAFF の対象手続であることを認知しておらず、当初想定されていた申請者である農業者にも周知されていない状況となっている。さらに、道府県によっては情報共有に差があることを踏まえれば、統一的に周知を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

④肉用牛肥育経営安定交付金

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：○ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

積立金管理者である畜産協会（６）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けにより eMAFF アカウントは取得していたが、利用実績は確認できなかった。他方で、生産者等に対しては eMAFF アカウントの取得を推進するなど利用のための働き掛けも確認できなかった。

また、畜産協会の実務担当者からは、「eMAFF による申請があっても牛マルキン管理システムと連携されておらず、その情報を手動で入力することになるため利用メリットを感じていない」との意見も聴かれ、既に既存システムを利用している中で、利用メリットを確認できなかった。さらに、牛の個体識別情報を一元管理する牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「牛トレサ情報」という。）のデータベースとの連携機能がないため、生産者等の入力負担等の軽減にもつながらない状況であった。

<利用推進の課題>

既に利便性の高いシステムが構築されており、生産者等の入力負担等の軽減につながる牛トレサ情報のデータベースとの連携機能もないため、生産者等から申請を受ける畜産協会において、利用のためのインセンティブが働かない状況となっている。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、既存システムとの連携による事務処理負担の軽減を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑤農地法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

地方農政局（５）、道府県（１０）及び市町が設置する農業委員会（２１）に確認したところ、地方農政局においてのみ、都道府県及び農業委員会に対して、農地法関係手続について eMAFF が利用可能となったことや、利用に当たって eMAFF アカウント取得が必要である旨を周知している状況が確認できた。

地方農政局（３）の実務担当者からは、利用メリットとして、「飽くまで申請方法の一つであり、申請方法の幅が広がったこと」が挙げられたものの、「農地法個別に見込まれた効果は特にない」との意見のほか、「eMAFF アカウント取得の推進を除き、農林水産省（本省）から利用推進に関する依頼がなかった」との理由から、積極的に利用推進に取り組んでいない状況が確認できた。なお、道府県及び農業委員会においては、申請者となる農業者等に周知している事例はみられず、いずれにおいても利用実績は確認できなかった。

一方、農地法の権利移動許可申請及び転用許可申請については、いずれの実務担当者からも、その目的から「事前相談なく申請が行われるものではなく、利用することによる事務手続の効率化・簡略化は期待できない」との意見が聴かれた。

<利用推進の課題>

地方農政局の実務担当者からは、利用メリットが見込まれず、また、農林水産省（本省）からの積極的な依頼もないとして、必ずしも利用推進のための周知が徹底されていないため、申請者である農業者等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、農地法の手続のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑥認定農業者制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

地方農政局（６）、道府県（１０）及び市町（２１）に確認したところ、一部の地方農政局（２）では、eMAFF の導入当初に説明会を行っており、一部の道府県（３）及び市町（６）では、eMAFF アカウントの取得方法等に係る説明があったことが確認できた。他方で、申請者である農業者等に対する周知までは確認できなかった。

特に働き掛けを行っていないとする地方農政局も含め、一部の地方農政局（５）及び道府県（２）において利用実績が確認できたが、いずれにおいても、利用件数は年に数件程度に限られている実態が確認できた。

また、利用メリットとして、地方農政局の実務担当者から、「申請者が受付状況を確認できる」、「電子メールに比して誤った宛先に送付するリスクが低い」点が挙げられた一方、多くの市町等の実務担当者は、「認定農業者は高齢化が進んでおり、オンライン申請は難しい」としている。なお、市町等の実務担当者の一部からは、「将来的には関係機関へのデータ提供や専門家による経営分析に基づく助言にも活用できるのではないか」、「５０代以下であればオンライン申請も可能ではないか」との意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

認定農業者の高齢化が進んでいることを理由として、審査者である地方農政局等において、積極的に利用推進に取り組んでおらず、申請者が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、経営意欲のある認定農業者こそ本来はオンライン申請を推進する対象であるともいえ、将来的なデータの利活用に期待する意見もあることを踏まえれば、オンライン申請が可能な農業者及び法人に対する利便性の向上を図る余地はあると考えられる。

このため、まずは新規に認定を受ける農業者や法人を対象として、利用メリット

も含めて周知徹底を図る必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑦農業協同組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

地方農政局（４）、道府県（８）及び農業協同組合等（１３）に確認したところ、一部の地方農政局（１）及び農業協同組合等（３）では、毎年度末、連絡文書に、eMAFF の利用促進について記載し、周知が図られていた。このため、ある地方農政局（１）では、他の地方農政局に比して、eMAFF の利用実績が高い（地方農政局全体の利用実績の８割超を占めている。）。一方、その他の地方農政局（３）及び道府県（８）では、積極的な働き掛けまでは確認できず、その他の農業協同組合等（１０）は、eMAFF そのものやその利用メリット等を知らないなどとして、利用実績が確認できなかった。

農林水産省は、eMAFF の利用範囲について、農業協同組合法に係る手続であれば「各行政庁の判断で幅広く利用可能」としており、上記の地方農政局（１）は、各種報告も含めて eMAFF の利用を推奨している。なお、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 33 条の 2 の規定に基づき登録金融機関業務を行う農業協同組合は、金融庁電子申請・届出システムを利用してオンライン申請を行っており、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和 7 年 12 月金融庁）において、金融商品取引業者等による申請・届出等は、「原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用」と記載されている。

また、今般の調査対象とした地方農政局、eMAFF を利用している農業協同組合等からは、eMAFF の利用メリットとして、電子メールによる場合と比較して添付資料のパスワード設定・解除が不要であることが示されたが、一部の地方農政局から、「単年度の業務報告書では把握できないデータは、必要に応じて各農業協同組合に求めているため、実務上のメリットはない」などの意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

申請者である農業協同組合等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、eMAFF の利用実績のある農業協同組合等や他府省庁の手続に係るオンライン申請の状況を踏まえれば、各種調査も含めて幅広く利用するよう、地方農政局及び都道府県に対して周知徹底を図ることや、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）等においてオンライン申請を原則とする旨記載することなども検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑧水産業協同組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

道府県（７）及び漁業協同組合（６）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、利用実績がなかった。特に、審査者となる道府県においては、eMAFF の存在は認知されているものの、その対象手続や利用メリットなどは不明であるとして、漁業協同組合に対して働き掛けていなかった。

漁業協同組合からは、現状の申請方法でも負担はないとする意見もあったが、「職員数が限られる中小規模の漁業協同組合ほど、オンライン申請はメリットがあり、操作方法さえ分かれば負担は減るのではないか」との意見もあり、「ユーザーが求めているのであればオンライン申請はあり得る」とする道府県もあった。

<利用推進の課題>

申請者である漁業協同組合が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、漁業協同組合の現状を踏まえれば、都道府県に対してオンライン申請を可能とするよう周知徹底を図ることや、漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）においてオンライン申請を原則とする旨記載することを検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑨森林組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

道府県（８）及び森林組合等（９）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、eMAFF そのものやその対象手続等を知らないなどとして、利用実績がなかった。

道府県の中には、「担当課内の他の手続では eMAFF を利用していても、森林組合法に係る手続が対象であることを知らなかった」とするところがあったほか、森林組合等からは、「移動困難な地域にある森林組合ほどメリットがあるのではないか」、「都道府県から周知を行うべきであり、職員が減っている中で、今後 DX を推進していきたい」などの意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

申請者である森林組合等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、森林組合等の現状を踏まえれば、都道府県に対してオンライン申請を可能とするよう周知徹底を図ることや、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針においてオンライン申請を原則とする旨記載することを検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑩農業共済制度

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

農業共済組合（6）に確認したところ、令和5年度（eMAFFに実装後）から、農林水産省主催の農業共済組合の担当者会議等において、操作研修等、積極的な利用推進のための取組が確認できた。他方で、申請者である農業者に対しては、農業共済組合への十分な浸透後に周知・推進を行う予定であったことは確認できたが、令和6年度以降、eMAFF そのものの見直し方針を受けて、積極的な周知は行われていない。

全ての農業共済組合において、eMAFFを利用して引受通知書、損害通知書等の申請を行っており、大半の農業共済組合（5）から、「郵送コストが削減された」、「農林水産省からの修正等が具体的・明確なものとなり、不必要な連絡等が減少した」等、一般的な効果が示された。

他方、農業共済組合の加入対象者である農業者からの利用実績は、全くない又は数件しかなく、複数の農業共済組合から、「加入者たる農業者の7割は70歳以上の現状を踏まえ、現場の職員が操作方法を理解することが必要」、「入力画面は、農業共済組合の職員でも難しいため、高齢者が多い農業者にとって分かりやすいシステムにすることが必要」等の意見が聴かれた。

<利用推進の課題>

農林水産省における利用推進の取組は、eMAFF実装後から開始されていることに加え、申請者の現状を踏まえれば、必ずしも効果の発現まで見通したものとなっていない。そのため、効果の発現を見据えれば、実装前から継続的な周知等を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑪土地改良財産制度

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

地方農政局（6）に確認したところ、毎年度、農林水産省（本省）主催の地方農政局担当者会議における推進方針（「令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする」との全体目標を見据えて、毎年度10%ずつ引き上げる利用率目標を含む。）を受けて、地方農政局主催の管理受託者会議が開催され、対象手続（根拠法令及びフロー図を含む。）、利用メリット、eMAFFアカウント取得方法に係る資料が配布されているほか、上記の利用率目標を設定し、事前相談時にeMAFFの利用案内や、eMAFF以外による申請に対して個別にeMAFFを利用するよう依頼し、申請者である管理受託者に対して働きかけている状況が確認できた。

また、管理受託者（21）に確認したところ、手続によって差はあるものの、いずれにおいても、地方農政局からの「eMAFF申請を原則とする」旨の文書による働き

掛けを契機として利用していることが確認できた。

土地改良財産に関する手続として、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づき、土地改良財産の管理受託者は、土地改良財産を他の用途で使用等させる場合、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して他目的使用等の承認申請を行うこととされている。当該承認申請において、多くの管理受託者（16）が eMAFF を利用している。一方で、毎年 1 回申請が求められている管理状況の報告において eMAFF を利用している管理受託者（7）は少なかった。その原因としては、当該報告の提出先として電子メールアドレスが案内されている場合があることや、慣行上、道府県を経由して報告されていることなどの実態が確認できた。

また、地方農政局担当国会議における農林水産省（本省）の資料では、管理状況の報告も含めて「必要事項を直接入力して申請」することとされているにもかかわらず、一部の地方農政局が作成した管理受託者会議の資料において、管理状況の報告は「書類を添付して報告」とされており、eMAFF の利用メリット（前年度の報告を参照利用することにより、報告年度の作成負担が軽減されること。）が十分に伝わっていないと考えられる。

なお、土地改良財産に係る申請とは別に、管理受託者（土地改良区等）が都道府県に対して申請する組織運営に係る申請については、調査対象とした管理受託者における eMAFF の利用実績は確認されなかった。しかしながら、管理受託者から、「手続の種類によって、電子申請できたりできなかったりするよりも、少なくとも電子申請も可能としてもらいたい」との要望が聴かれ、一定のニーズが確認できた。

<利用推進の課題>

農林水産省において、「eMAFF 申請を原則とする」方針を掲げ、地方農政局の実務担当者による個別かつ丁寧な依頼が継続的に行われていることが eMAFF の利用につながっている。しかしながら、管理受託者（土地改良区等）における利用実態に鑑みれば、利用メリットの周知徹底のほか、現状を踏まえた利用率目標の設定と、各手続の利用状況を踏まえた対応方策を検討する必要がある。

また、管理受託者である土地改良区等が都道府県に対して申請する組織運営に係る申請についても、ユーザーとなる土地改良区等のニーズを踏まえ、土地改良財産に係る手続と一体として利用推進を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑫多面的機能支払交付金

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

地方農政局（5）、道府県等（11（道府県多面的機能支払交付金推進協議会を含

む。)) 及び市町 (20)⁸に確認したところ、令和5年度(eMAFFに実装後)から、農林水産省(本省)からの働き掛けにより、地方農政局を通じて、試行的な利用を推進していた状況が確認できた。しかしながら、令和6年度以降、eMAFFそのものの見直し方針を受けて、積極的な周知は行われていない。

上記の全ての道府県及び市町において、当該交付金に係る一連の手続が eMAFF を利用して申請可能であることは認知されていたものの、利用実績はなく、農林水産省が想定していた書類の受付・押印・郵送といった紙申請特有の手間の解消や eMAFF 上に保存されたデータ活用による事務の効率化等の効果は発現していない。

他方、上記の全ての地方農政局において、操作方法の簡素化や従来の方法以上の利用メリットを付与することにより、申請者である活動組織(農業者、地域住民等で構成)が利用できる可能性が示されたものの、道府県及び市町からは、「そもそも活動組織にインターネット環境がない」、「高齢化により、操作が困難な活動組織が多い」との状況や、「活動組織がスムーズに申請を行えなかった際、市町村がサポートしなければいけなくなる」といった負担が増すことに対する懸念など、活動組織の利用について否定的な意見が多く聴かれた。

<利用推進の課題>

農林水産省における利用推進のための試行的な取組は、eMAFF 実装後から開始されているが、eMAFF そのものの見直しの方針を受け、結果的に、積極的な周知は短期間にとどまっている。しかしながら、早期からの効果の発現を見据えれば、eMAFF 実装前から継続的な周知を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要がある。

また、活動組織の状況を踏まえれば、市町村の負担にも配慮し、まずは申請者である活動組織の体制強化に係る取組(地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築など)を進める必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑬中山間地農業ルネッサンス事業

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：○ (2) 利用：○ (3) 効果の発現：△

中山間地農業ルネッサンス事業に係る振興計画の認定申請等は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要領において、原則 eMAFF を使用するよう明記している。地方農政局(4)に確認したところ、いずれも、毎年、申請者である都道府県に対して、農林水産省(本省)作成の eMAFF 操作マニュアルを送付していたほか、一部の地方農政局(2)では、管内の都道府県担当者会議において、利用に向けた働き掛けが行われていた。

⁸ 調査対象とした 21 市町のうち 1 市は、担当者の異動により前年度以前の状況が不明であったため、20 市町から聴取した。

また、地方農政局（４）及び道府県（７）に確認したところ、いずれも、振興計画の申請や受理において利用していた。

今般の調査対象とした地方農政局及び道府県の実務担当者からは、「システム上で進捗管理ができる」、「電子メールと違って他の情報に埋もれて見逃すリスクがない」との利用メリットが挙げられた一方、「修正のやり取りに時間を要する」、「年１回の申請のため、システム操作に不慣れで時間や手間がかかる」や、「振興計画を作成後、その内容を入力フォームに転記する必要が生じるため、電子メールによる提出と比べて手間である」など、利用が負担となっている状況も確認できた。なお、いずれにおいても、システム入力された振興計画のデータを利活用している事例は確認できなかった。

<利用推進の課題>

農林水産省において、原則として eMAFF を使用する方針を掲げており、道府県における利用につながっている。しかしながら、利用が負担となっている状況も確認され、必ずしも利用による効果の発現につながっていない。

このため、システム入力された振興計画のデータの利活用が想定されないのであれば、費用対効果の観点から、共通機能への移行も含めた簡素化を検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑭保安林制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

令和５年秋に、農林水産省が eMAFF に関する都道府県向け説明会を開催し、都道府県が農林水産省に対して行う手続のうち比較的簡易な５手続（予定告示の写しの送付等）について可能な限り eMAFF による申請を依頼するなど、利用のための働き掛けをしている状況が確認できた。

道府県（８）に確認したところ、一部の道府県（３）で上記手続において利用実績が確認できた。しかし、実務担当者から、「予定告示の写しの農林水産省への送付は eMAFF を利用しているが、修正は電子メールで行っている」といった運用面の一貫性の無さや、「データ容量が多いが、画面表示に規則性がなく、該当手続の検索が面倒」、「申請後に問合せメールが届いても、ログインしなければ内容が分からず不便」など必ずしも利用メリットを感じていない実態がみられた。

一方、「保安林の択伐・間伐の届出等について、エラーチェック機能やスケジュール管理（一定期間経過後の通知）機能があれば利用メリットを感じる」などの要望も聴かれた。

なお、全ての実務担当者から、「保安林の指定及び解除については、添付資料が膨大で、定型的なデータ入力は限られているため、オンライン申請によるデータ蓄積が業務の省力化につながりにくい」などの意見が聴かれた。

＜利用推進の課題＞

農林水産省において、都道府県に対して、比較的簡易な手続を対象として具体的な働き掛けが行われており、道府県における利用実績につながっている。しかしながら、利用している道府県においても、必ずしも利用による効果の発現につながっていない。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、ユーザーとなる都道府県のニーズを把握するとともに、保安林制度のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑮伐採造林届出制度

＜利用推進の取組状況＞

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

市町（14）及び森林組合等（8）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、eMAFF そのものやその対象手続であることを知らないなどとして、利用実績がなかった。

市町によっては、オンライン申請のための独自システムを整備・運用しており、国によるオンライン申請システムを必要としていない。また、森林クラウド⁹が整備され本格運用している道府県内の市町（5）においては、森林クラウドに伐採造林届の内容を入力して道府県に報告している実態があるところ、「申請等のオンライン化については、道府県の森林クラウドと連携して自動報告ができるなら良いが、そうでなければ市町の作業内容は変わらず、余りメリットはない」といった意見が聴かれた。

＜利用推進の課題＞

農林水産省からの働き掛けがなかったところ、eMAFF そのものやその利用メリット等が十分に認知されていない状況となっている。また、市町における環境も様々であるところ、必ずしも国によるオンライン申請システムの整備が求められていない状況も確認された。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、ユーザーとなる市町村のニーズを把握するとともに、伐採造林届のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⁹ 森林クラウドとは、都道府県により導入が進められている、森林の位置や境界、所有者情報、樹種や林齢等の資源情報等をデジタル技術により一元的に管理し、市町村や林業事業体との間で情報共有を可能とするシステム

⑯水産基盤整備事業

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

道府県（５）及び北海道開発局に確認したところ、水産基盤整備事業に係る補助金交付申請等は、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアルにおいて、都道府県等に対して、eMAFF を利用するよう促している。

上記の道府県等からの補助金交付申請等は、全て eMAFF を利用しており、申請に当たって添付する大容量データを一括で送付できるなどの一般的な効果の発現は確認できた。

しかし、本事業に係る事業基本計画及び工法協議（以下「事前協議」という。）は水産基盤整備事業情報管理システムを利用することとされ、「事前協議は水産基盤整備事業情報管理システム、補助金交付申請や実績報告は eMAFF で実施しており、２つのシステムを行き来することになり煩雑である」、「事業完了までの一連の流れを同一のシステムで完結させてほしい」などの意見があった。

<利用推進の課題>

農林水産省において、「eMAFF 申請を原則とする」方針を掲げており、eMAFF の利用につながっている。しかしながら、申請者からは同一のシステムで完結させてほしいとの意見も聴かれた。

このため、申請者の利便性向上に向け、補助金交付申請のためのファイル送付等の機能を有している水産基盤整備事業情報管理システムへの一元化の可否も検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

（認められた実態と課題）

農林水産省は、eMAFF の利用実績が見込みに比べて低調であること等から、現場のニーズを踏まえながら eMAFF を抜本的に見直すこととしている。また、上記１のとおりに、データに基づく政策立案のために、システムにおいて申請データを蓄積・管理することが必要である。

今般の調査対象とした 16 制度の多くの制度において、農林水産省による eMAFF の利用推進のための積極的な取組が認められず、統一的・継続的な働き掛けが十分に行われていなかった。その結果、利用者に、eMAFF の存在や対象制度などが認知されていなかったほか、各制度において農林水産省から eMAFF を利用することのメリットが示されていなかったため、利用に至っていない状況が確認できた。また、各制度の実務担当者が要望する機能が既に具備されているにもかかわらず利用されていないなど、十分な効果の発現に至っていないなどの状況が確認できた。

このように、eMAFF が利用されていないため、eMAFF の見直しに必要な現場のニーズが把握できていないという、見直しの前段階において課題が認められる。

また、農林水産省が、データに基づく効果的な政策を企画して実行できるようにす

るためには、オンライン申請の利用推進による申請データの蓄積・管理が必要であるところ、今般の調査対象としたいずれの制度においてもこのような状況に至っていない。

オンライン利用に当たっては、国民や地方公共団体職員等が十分に効果を実感できるものとなることを目指して、利用状況の把握、利用推進のための計画・普及啓発等の取組を計画的に行う必要がある。

3 オンライン利用の前提となる業務見直し

情報システムの整備・運用に当たっての業務改革（BPR）の必要性については、令和4年重点計画において、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある」とされており、デジタル社会の実現に向けての理念・原則の一つとされている。なお、令和3年にデジタル社会の実現に向けた重点計画が策定された当初から同旨の内容が記載されている。

農林水産省においても、中長期計画において、eMAFFの具体的な取組として「事務手続等の簡素化・効率化のため、行政手続等のオンライン化の際に、審査項目の標準化、添付書類の見直し、業務フローの改善等の検討（業務見直し）を実施する」としている。

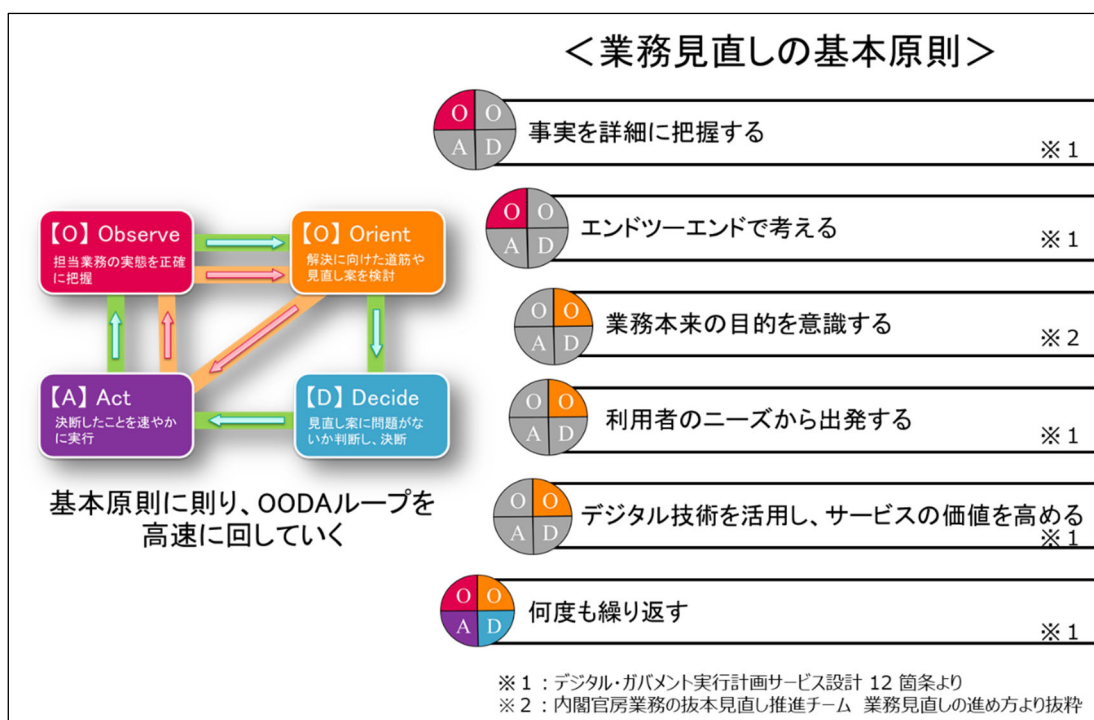
しかしながら、令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、有識者から「システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき」、「行政コストの削減や利用率の向上については、国の職員に限らず、地方自治体職員等のオンライン申請に係る意識醸成が必要不可欠であり、継続的に働きかけを行うべき」などと指摘されている。

(1) 農林水産省におけるこれまでの業務改革（BPR）の取組

農林水産省は、行政手続の業務見直しについて、中長期計画において「eMAFFの整備・行政手続のオンライン化の推進とあわせて抜本的な業務見直し（BPR）を推進」しており、「オンライン実装を完了した手続に加え、令和4年度中にオンライン実装を行う行政手続もBPRは全て一旦完了している」としている。

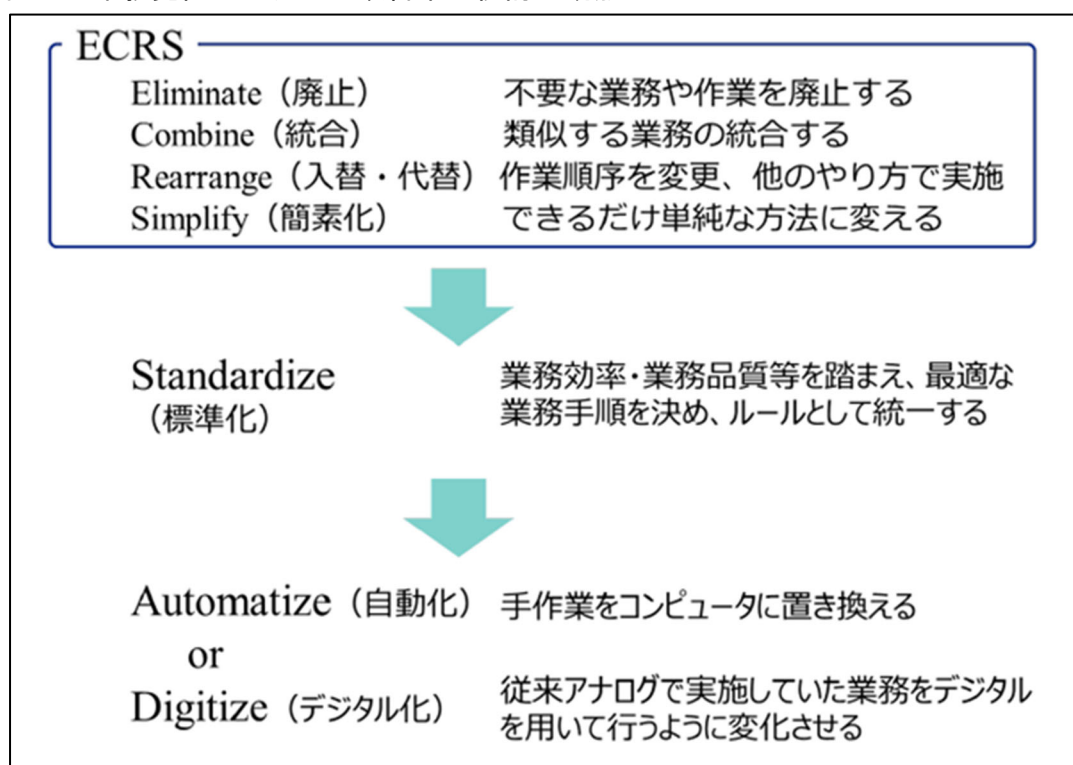
また、同省における情報システム関係のプロジェクト推進のための主な取組事項として「業務見直し（BPR）の徹底」を掲げており、業務見直しに関し、統一的な手順を定めた「業務見直し標準手順書」（令和4年4月22日農林水産省業務の抜本見直し推進チーム。以下「見直し手順書」という。）を策定している。見直し手順書では、業務見直しの基本原則（図4）や業務見直しにおける改善策の検討の観点（図5）も含めた業務見直しの進め方が整理されており、同省は見直し手順書を活用して業務改革（BPR）を行いながら、現在の業務が適切か常に検証し、改善し続ける意識を組織全体に浸透させるとしている。eMAFFにおいても、中長期計画に記載のとおり、業務改革（BPR）を行うことで「事務手続等の簡素化・効率化」を図るとしている。

図4 業務見直しの基本原則



(注) 農林水産省資料（見直し手順書）から引用した。

図5 業務見直しにおける改善策の検討の観点



(注) 農林水産省資料（見直し手順書）から引用した。

(2) オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点

今般の調査対象とした 18 制度について、次期オンライン申請システムの構築に当たって、関係者が多岐にわたるなどのオンライン申請の特殊性や、中長期計画において農林水産省は業務改革（BPR）も含め DX による行政手続の効率化に取り組むとされていることなども踏まえ、調査対象機関である地方農政局のほか、地方公共団体及び関係団体の実務担当者から、手続の負担感や改善要望といったユーザーニーズを聴取し「見直しが期待される事例」として整理するとともに、オンライン利用に向けて必要となる業務見直しについて検討した。くわえて、今般の調査対象としていない他の制度における業務見直しの参考となるよう、一つの試みとして「オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点」として、下記のとおりカテゴリー（視点 1 から 10 まで）別に整理した（表 8 参照）¹⁰。

表 8 オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点

（業務改革（BPR）の前提に関するもの）（6 事例） 	
視点 1	意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃（4 事例）
視点 2	システムの利用者となる組織の体制整備・強化（2 事例）
（業務改革（BPR）による見直しに関するもの）（18 事例） 	
視点 3	制度の見直し（2 事例）
視点 4	運用の見直し（5 事例）
視点 5	手続フローの見直し（4 事例）
視点 6	ルールの統一化・明確化（3 事例）
視点 7	デジタル技術による効率化（4 事例）
（システムの利活用に向けた見直しに関するもの）（14 事例） 	
視点 8	既存システムへの一元化・集約化（4 事例）
視点 9	利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し（5 事例）
視点 10	システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し（5 事例）

（注）当省が図 4 及び図 5 も参考に調査結果を踏まえて作成した。

¹⁰ 本報告書への掲載事例の中には複数のカテゴリーの要素を含むものもあるが、主に該当すると認められる視点に分類（視点内の掲載事例は順不同）し、重複して掲載はしないこととする。

【見直しが期待される事例】

（業務改革（BPR）の前提に関するもの）

情報システムの整備・運用に当たっての業務改革（BPR）の必要性については、上述の令和4年重点計画のとおりであるが、その前提となる利用者の意識や体制にも目を向ける必要がある。今般の調査において、実務担当者から聴かれた事例の中には、現状を改変不能なものとする姿勢や慣習への無意識の追従といった「意識の壁」に起因すると考えられるものが散見された。こうした背景には、eMAFFをはじめとしたオンライン利用の目指す姿（ビジョン）のほか、行政手続に係る「利用者の負担軽減及び利便性向上」の機運が国のみならず地方公共団体や関係団体等の全ての関係者に広く共有・浸透していなかったことがある。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、オンライン利用の目指す姿（ビジョン）を全ての関係者と共有の上、利用者視点での行政手続のデジタル化や、その障壁となっている利用者の意識改革と行動変容を促す取組が求められる。

視点1 意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃（4事例）

既に手続の簡略化や効率化が可能であっても、現状を改変不能なものとする姿勢や慣習への無意識の追従といった「意識の壁」に起因し、期待される負担軽減等が図られていない手続がある。これらはオンライン申請の支障にもなるところ、事務処理要領等への明記や担当者会議等を通じた周知・助言等による意識改革や行動変容を促進することが求められる。

No. 1	⑥認定農業者制度（農業経営改善計画の認定）
認定農業者制度は、農業者が作成した農業経営改善計画（市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるための5年後の目標と、その達成のための取組内容を記載したもの）を、市町村等が認定するものである。認定農業者に対して、経営所得安定対策のほか、融資・税制上の支援措置を重点的に講ずるものとされている。 市町村等は、当該認定を行った場合、基本要綱に基づき当該認定を受けた農業者に通知することとされており、今般の調査対象とした地方農政局（6）においては、公印省略の上、郵送（2）のほか、eMAFF又は電子メールを利用（4）して通知している。他方、今般の調査対象とした市町（21）においては、eMAFFの利用実績は確認できなかったが、多数（16）において、内規等に基づき押印した認定通知書を郵送している実態が確認できた。 このため、オンライン申請も見据え、審査者の負担軽減の観点から、市町村等に対して、認定通知書の公印省略が可能である旨、助言する必要があると考えられる。	

No. 2	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（定款変更の認可申請等（原本証明の提出））
農業協同組合法第 44 条、水産業協同組合法第 48 条及び森林組合法第 61 条の規定に基づき、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等（以下「農協等」という。）は、定款変更の際、国又は都道府県に対して、申請書のほか必要な書類を添えて、それぞれ認可申請等を行う必要がある。 今般の調査対象のうち認可申請等の手続について確認できた地方農政局（農業協同組合法関係 4）及び道府県（農業協同組合法関係 7、水産業協同組合法関係 5 及び森林組合法関係 5）においては、申請書のほか必要な書類のうち「総会等の議事録の謄本」について、いずれの地方農政局も写しで対応しているが、道府県（農業協同組合法関係 5、水産業協同組合法関係 4 及び森林組合法関係 5）によっては、慣行上、申請書類の真正性を担保するなどの理由から、郵送等する必要がある原本証明を併せて求めている実態が確認できた。これについて、農協等からは、「提出書類のうち、議事録と現行定款に原本証明（記名押印又は署名）及び袋とじを求められ、2 部（道府県本庁及び出先機関）提出する必要がある。原本証明等の作業負担が大きく、必要性にも疑問がある」、「提出書類のうち、議事録に原本証明を求められ、道府県出先機関に持参しているが、片道 1 時間以上を要する。eMAFF 申請では、G ビズ ID による身元確認ができるため、原本証明がなくても問題ないのではないか」など負担感が示され、道府県の実務担当者からは、「デジタル化の流れに鑑み、今後、見直しを検討する余地はある」、「農林水産省から原本証明は不要である旨の方針があれば廃止に向けた検討が可能である」などの意見が聴かれた。 このため、原本証明は、慣行上のものであるが、申請において農協等に時間・労力を発生させる要因になっているため、オンライン申請を推進するに当たっては、都道府県担当者向け説明会等の場を活用して、国（地方農政局）における対応や他の都道府県における参考となる事例を紹介するとともに、行政庁として監督する上で必要な着眼点、監督手法等を明記した i）農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）、ii）漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）、iii）森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（以下「各監督指針」という。）に、「効率的・効果的な監督事務の確保」が定められている趣旨の徹底を改めて図るなど、添付書類の見直しの契機となるよう、必要な助言を行う必要があると考えられる。	
No. 3	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（都道府県条例等に規定する各種手続）
農協等は、都道府県が定める条例等に基づき、各種手続に応じた必要書類一式	

を添付の上、都道府県に対して申請を行っているが、当該書類は、各種手続に係る必要書類のほか、総会又は総代会の招集時及び終了時の届出の有無など、都道府県によって異なる。

今般の調査対象とした道府県（延べ 23）において、以下のような状況が確認できた。

- ・ 総会又は総代会の招集時及び終了時にそれぞれ報告を求めている道府県（４）がある一方、招集時又は終了時の報告のみ求めている道府県（２）や、いずれの報告も求めていない道府県（３）もあるが、実務担当者からは、招集時について「その必要性は不明」、「開催状況は別途把握できるため不要としても支障は生じない」との意見も聴かれた。
- ・ 申請時の重複書類の省略による負担軽減を求める農協等もあるが、道府県によっては、条例等において、「同一内容の添付書類は、いずれかの申請書等に添付すれば省略可能」とすることにより、申請者の負担軽減を図っている。
- ・ 道府県本庁分のほか経由機関分も含めて必要書類の提出を複数部求めているほか、事前確認は電子メールでも本申請は紙による申請となっており、農協等においては印刷・製本等に係る負担を感じている状況が確認された。

このように、道府県が定める条例等に基づき、農林水産省が、各監督指針が必要とする以上の添付資料が求められている状況、総会又は総代会の招集時及び終了時の届出等が求められている状況にある。

これらのことから、申請者たる農協等において少なからず作業負担が生じていることに配慮すれば、オンライン申請を推進する前提として、都道府県担当者向け説明会等の場を活用して、国（地方農政局）における対応や他の都道府県における参考となる事例を紹介するとともに、各監督指針に、「効率的・効果的な監督事務の確保」が定められている趣旨の徹底を改めて図るなど、手続及び添付書類の見直しの契機となるよう、必要な助言を行う必要があると考えられる。

No. 4	⑪肥料の品質の確保等に関する法律（公告方法）
-------	------------------------

農林水産省又は都道府県は、肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の規定に基づき、肥料の登録等の手続が完了した際には、登録番号、肥料の種類、生産業者の名称等を公告する必要がある。

公告の方法について法令等の定めはないが、今般の調査対象とした道府県（８）のうち大半（７）においては、条例等に基づき、道府県報（紙）による公示を行っていた。このことについて、実務担当者からは「道府県報への掲載は手間がかかるため、インターネットによる公示に変更したい」などの意見が聴かれ、一定の負担となっている状況も確認できた。また、当該状況に関連して、インターネットによる公示に係る裏付けとして、国からの通知等を求める意見があった。一方、道府県によっては、オンライン推進の観点から、道府県ウェブサイトによる公示を行っており、「道府県報（紙）に比して実務上の負担が軽減される」とし

ている。

このため、都道府県の公告に係る事務負担の軽減の観点から、都道府県担当者会議等の場を通じて、インターネットを活用した公告方法が可能である旨、都道府県に対して助言する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

視点2 システムの利用者となる組織の体制整備・強化（2事例）

利用者側の組織体制によっては、体制や業務負担に課題があり、単にオンラインシステムを整備・運用したのみではオンライン利用により期待される効果の発現まで至らないため、必要な体制整備や強化に向けた取組及びその支援が求められる。

No. 5 ②経営所得安定対策等（交付申請書等の確認）

経営所得安定対策等実施要綱に基づき、経営所得安定対策等に係る交付申請は、申請者である農業者が交付申請書及び営農計画書を作成し、必要な書類を添えて、地方農政局等又は地域協議会に提出することとされている。具体的には、地域協議会に交付申請書等が提出された場合は、交付申請書等の記載内容を地域協議会システムに入力してデータを作成し、データの内容等を確認の上、交付申請書（原本）等と併せて地方農政局の地域拠点を経由して地方農政局に提出している。また、地域拠点等では、地域協議会が取りまとめた交付申請書等の確認を行い、その記載内容や添付書類に不備等があれば地域協議会等に確認した上で修正し、交付金算定システムに登録している。

今般の調査対象とした地域協議会（21）においては、個々の体制は異なっているものの、体制がぜい弱化している状況もあり、地域協議会及び地域拠点において、以下のとおり、交付申請書等の確認やデータ入力等について負担を感じている実態が確認できた。

- ・ 地域協議会においては、申請者から紙の交付申請書等を受け付けた後、地域拠点に提出するため、交付申請書等の内容を1件当たり5～10分程度かけて地域協議会の個別システムに転記して基礎データを作成する作業が生じており、負担が大きい。
- ・ 地域拠点においては、地域協議会から提出された基礎データと交付申請書等を突合しているが、地域協議会における転記ミスや転記漏れが相当程度あるため、地域協議会に差し戻して農業者への確認を含めた修正作業などを依頼しており、約4割で差し戻しが生じているとする地域拠点もあった。
- ・ 地域協議会で基礎データと交付申請書等の確認を行っており、地域拠点においてもおおむね同様なチェック作業が行われているが、地域協議会から提出される基礎データには軽微な誤りも多いため、地域拠点における審査は重要であると認識している。

また、地域拠点の中には、差し戻しによる修正の発生防止対策として、地域協議会の担当者会議において、交付申請書等のダブルチェックなど確認体制の強化を

求めている状況も確認された。

このため、経営所得安定対策等の交付事務の円滑な実施のために活用している地域協議会の体制や業務負担の実態も踏まえれば、交付金の交付手続の負担軽減に向けて、交付申請書等のデータ化に係る効率化に取り組むことはもとより、申請主義を前提とすれば、地方農政局主体のチェック体制への転換も含めた見直しを検討する必要があると考えられる。

No. 6 **⑫多面的機能支払交付金（活動組織の体制強化）**

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するために、農林水産省は「基本指針」を定めること、都道府県は基本指針に即して「基本方針」を定めることができること、市町村は基本方針に即して「促進計画」を作成することができることとしている。なお、基本指針等を定めるに当たっては、農林水産省は関係行政機関に、都道府県は農林水産省に、市町村は都道府県に、それぞれ協議することとされている。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金（多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、農林水産省、都道府県、市町村等が農業者等に交付）による取組の効果的な推進のため、都道府県は、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進体制（推進組織）を構築することとされており、推進組織は、日本型直接支払推進交付金交付等要綱に基づき、推進組織の「事業計画」を作成することとされている。

食料・農業・農村基本計画において、多面的機能支払交付金について、申請者である活動組織（農業者、地域住民等で構成）の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等が企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若者の確保を図りつつ促進することとされている。

しかし、今般の調査対象とした地方農政局（５）においては、活動組織の体制強化に係るマッチング事業の構築支援・横展開に関する取組は確認できなかった。

また、今般の調査対象のうち体制強化に係る取組について確認できた道府県等（１１（道府県多面的機能支払交付金推進協議会を含む。））及び市町（２０）において、半数以上の団体（２２）では、活動組織の体制強化に係る積極的な取組は認められず、１団体を除き、基本方針又は促進計画において当該取組を明確に位置付けている団体は確認できなかった。一方、その他団体（９）においては、活動組織の体制強化のため、地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築等に取り組んでいる実態が確認できた。

このため、オンライン申請の推進と並行して、農林水産省は、食料・農業・農村基本計画を踏まえ、事務作業を含む活動組織の体制強化に向けて、地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築に係る事例の横展開のほか、都

道府県、市町村、関係団体等から構成される推進組織が作成する事業計画等において、地域の実状に応じて事務作業を含む活動組織の体制強化を明確に位置付けるなど、積極的に取り組むよう促す必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

(業務改革 (BPR) による見直しに関するもの)

現行制度の存在を前提とし、そのオンライン化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の負担軽減及び利便性向上」が二の次にされてしまうおそれがあるため、まずは制度、運用等の見直しを含めた業務改革 (BPR) の徹底が必要である。この点、農林水産省の見直し手順書でも、業務見直しの基本原則 (図 4) や業務見直しにおける改善策の検討の観点 (図 5) を整理しており、上述のとおり、オンライン化に際して、「BPR は全て一旦完了している」としている。しかしながら、今般の調査では、オンライン化の有無にかかわらず、制度・運用の見直しも含めた業務改革 (BPR) を求める意見が実務担当者から聴かれた。こうした背景には、職員自身が行政の無びゅう性にとらわれ、あるいは縦割り意識のまま部分最適化に安住するなど、既存制度は改変不能なものと考え業務の抜本的な見直しまで至っていない実態もあると考えられる。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、オンライン化の有無にかかわらず、制度、運用等の見直しも視野に入れて改めて利用者視点から業務改革 (BPR) に取り組むことが求められる。

視点 3 制度の見直し (2 事例)

法令等の規定に基づいた既存の制度であっても、現状を踏まえれば、必要性が不明確なものや形骸化がみられるものについては、その制度を改変不能なものと考えずに制度趣旨や目的に立ち返り、効果的な制度となるよう必要性の検討を含めた見直しを検討することが求められる。

No. 7 ③農産物検査制度 (農産物検査員の登録等)

登録検査機関 (農産物検査法第 17 条第 2 項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人) は、同法第 17 条第 4 項等の規定に基づき、農産物検査を行う農産物検査員の氏名・住所・農産物検査を行う農産物の種類を、地方農政局又は都道府県に登録する必要がある、同条第 6 項及び第 9 項の規定に基づき、登録した地方農政局等はこれらの公示が義務付けられている。また、農産物検査員であることを示すものとして、農産物検査法施行規則第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農産物検査員証 (以下「検査員証」という。) が交付され、検査時に携帯することとされている。

今般の調査対象とした登録検査機関 (12) に確認したところ、農産物検査員による検査員証の提示機会が確認できなかったことや、検査員証の表記事項の変更が生じる場合には検査員証を地方農政局等に郵送する必要があるなど、一定の負担となっている実態が確認できた。また、地方農政局の実務担当者から、「検査

員証は更新義務がないため、登録時期によって様式が異なっており、疑義が生じる可能性もある」との意見もあった。

この点、農産物検査員に係る情報は、登録した地方農政局等において遅滞なく公示され、本人確認書類（登録検査機関の職員証等）と合わせれば確認が可能であることからすれば、検査員証の代替は可能であって、現場のニーズに沿った手法の検討も考えられる。

これらのことから、農産物検査員に係る情報は公示により確認できることや、申請者側と審査者側双方にとって手続及び管理の負担が生じている現場実態を踏まえ、検査員証の必要性を含めた在り方を検討する必要があると考えられる。

No. 8 **⑤農地法（相続等の届出）**

農地法第3条の3の規定に基づく農地等の権利取得の届出（以下「相続等の届出」という。）は、農地等の権利移動を機に農地等の適正かつ効率的な利用を図ることを目的として、主として農地を相続した者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して行われている。相続等の届出時に権利取得の正確な情報を確認するための書類の添付を求める法令等の規定はない。

農地の相続については、令和6年4月から、不動産登記法（平成16年法律第123号）第76条の2第1項の規定に基づき、相続登記が義務化されたことを受け、相続等の届出だけでなく、法務局における所有権移転登記も必要である。今般の調査対象とした農業委員会（21）の実務担当者の多くは、相続等の届出よりも前に、まずは相続登記をしてもらう必要があるとの認識を持っており、実際、相続登記を行っていない者が来訪した場合、先に相続登記を行うよう案内している実態も確認できた。

また、前述のとおり、法令等における規定はないものの、相続等の届出時に相続登記後の土地の登記事項証明書等の添付を求め、窓口で確認している農業委員会（4）や、公用請求により登記事項証明書を取得して確認している農業委員会（2）、固定資産税担当に確認している農業委員会（2）など、実務上、相続登記の情報を基に届出内容の正確性を確認している状況が確認できた。

農業委員会の実務担当者からは、「農地台帳を正確かつ最新の状態に保つ必要があるため相続等の届出は必要」との意見があった一方、「登記事項証明書の添付を求めているため正確な情報が確認できない現行の届出制度の必要性に疑問を感じる」、「相続件数に比して相続等の届出は行われておらず（現場の感覚として1～3割程度）形骸化している」との意見も聴かれた。なお、相続登記をして相続等の届出を失念する事例は聴かれても、相続等の届出をして相続登記を失念する事例は聴かれなかった。

これらのことから、相続等の届出については、現行制度では正確な農地情報が確認できず、相続登記はされるが相続等の届出はされていない実態など制度目的の達成には不十分な状況であると考えられる。また、相続登記が義務化された社

会情勢の変化を捉えれば、相続等の届出の目的（農地等の適正かつ効率的な利用を図ること。）との関係において、その端緒となる効果的な手続となるよう制度の見直しを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点４ 運用の見直し（５事例）

法令・通知等に基づいて運用が行われている手続であっても、申請の負担が大きいものや制度目的に照らして効果的な活用がなされていないものについては、制度趣旨を踏まえた効果的な活用につながるよう、データ利活用の在り方なども含めた運用の見直しを検討することが求められる。

No. 9 ②経営所得安定対策等（交付金の申請に係る現地確認）

経営所得安定対策等に係る対象作物の作付面積等の地域協議会による現地確認については、経営所得安定対策等実施要綱に基づき、農業共済組合等からの情報提供のみでは対象作物の作付面積等の交付金に係る申請内容を確認できない場合に行うこととされている。また、令和６年４月に、経営所得安定対策等推進事業実施要綱において、地域協議会が実施する現地確認に係る事務として衛星画像等を利用した方法等が明記された。

今般の調査対象とした地域協議会（21）のうち大半の地域協議会（20）においては、経営所得安定対策等実施要綱に基づき農業共済組合等からの情報提供による確認ができなかった交付対象の農地全てについて現地確認を行っており、その理由として、以下のとおり、交付金に係る申請誤りを未然に防ぐためなどを挙げている。

- ・ 農業者一人当たりが保有する農地面積が年々拡大しており、農業者も保有する農地の地番を誤認したまま作付けしている事例が散見される。
- ・ 農業者の中には隣地と間違えて作物を植えている場合や地図上で作付位置を誤認して申請している場合がある。
- ・ 交付金の申請内容と実態が異なる事例は、現状１％未満ではあるものの、業務負担の軽減のために交付金の返還リスクをとることに疑問がある。

しかしながら、これらの地域協議会において、現地確認により発見した農業者からの申請誤りの発生原因を分析している状況までは確認できなかった。他方、今般の調査対象とした地方農政局においては、地域協議会に対して、申請誤りを含む誤払いに関する不適切事案について事案の内容を共有したほか、誤払事例集を作成・周知するなどの取組を行っているところもあった。また、現地確認の対象について、一部の地域協議会の実務担当者からは、「農業共済組合から提供された農地情報と農業者から提出された営農計画書を突合し、その記載内容が合わない農地を中心に確認を行っているが、農業者からの申請誤りの発生件数は少ない」などの意見が聴かれた。

衛星画像等を利用した現地確認について、今般の調査対象とした地域協議会の

中には、現地確認に衛星画像を活用しているが、一部の対象作物では作付けから交付金の交付日（面積払）までの期間が短く、衛星画像の解析が間に合わず現地確認に活用できないなど、制度上の制約によって効率化の取組に支障が生じている実態が確認できた。

他方、今般の調査対象とした地域協議会や地方農政局の地域拠点の中には、地域拠点独自の取組として、一部の対象作物の現地確認は、対象作物の作付面積により算定される交付金の交付日（面積払）と対象作物の収穫量により算定される交付金の交付日（数量払）との間隔が短いため、収穫後を交付日として、現地確認の期間を確保している状況が確認できた。

また、今般の調査対象とした地域協議会の中には、衛星画像の活用意向はあるものの、システム経費のほか、「国において、衛星画像による作物判定率の明確な基準が示されないまま、現地確認に衛星画像を活用することには抵抗感がある」などの懸念が示された。

これらのことから、現地確認について、地域協議会の負担軽減の観点から、農業者からの申請誤り等の発生原因を踏まえた効果的な実施方法（抽出確認など）の検討のほか、衛星画像の活用に向け、対象作物と交付日との関係や、作物判定の基準（作物判定率など）等の活用に係る支障等を把握して、その対応方策を検討する必要があると考えられる。

No.10 ④肉用牛肥育経営安定交付金（個体登録申込等）

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付に係る事務は、畜産経営の安定に関する法律施行規則等に基づき、農林水産大臣が指定した各都道府県の積立金管理者である畜産協会等が行っている。肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱では、生産者要件を満たし交付金の交付対象となった登録生産者は、飼養する肉用牛で満6月齢以上のものは全頭について、肉用牛個体登録申込書（以下「登録申込書」という。）に当該肉用牛が登録生産者の所有に属することを証する書類を添えて、畜産協会等に対して定められた期間内に提出することとされている。

畜産協会等は、登録申込書に記載された肉用牛について、肥育開始日等を確認するとともに、登録申込書の記載内容が牛トレサ情報と一致することを確認している。なお、業務上使用する牛マルキン管理システム及び牛個体識別アドインシステムにおいては、牛トレサ情報との照会・マッチング機能が搭載されており、確認作業の効率化が図られている。

＜牛トレサ情報との一致を確認する事項＞

登録 申込書	生年月日	性別	品種	導入 年月日	飼養場所
牛トレサ 情報	出生の 年月日	雌雄の別	種別	転入日	飼養施設 所在

しかしながら、いつから肥育牛なのかを確定するための情報である肥育開始日については、牛トレサ情報に該当事項がないため、登録生産者が自己申告した日付となっている。今般の調査対象とした畜産協会等（6）の実務担当者からは、「肥育開始日に一律の日付を記載する登録生産者もいる実態を踏まえれば、その必要性に疑問を感じる」、「登録申込書に記載された肥育開始日が申込日より後になっている等整合しない場合、登録生産者等に照会して修正する負担が生じている」との状況が確認できた。

これについては、既に牛個体識別アドインシステムにおいては、肥育開始日の自動算出・設定機能が搭載されているが、登録申込書に自動算出と異なる肥育開始日が記載されている場合には、手動で入力し直している実態が確認できたほか、畜産協会等（2）の実務担当者からも、「制度として原則一律の設定日とする（例：6月齢以下の牛であれば6月目を肥育開始日とする）ことにより、登録生産者のみならず、畜産協会等においても牛マルキン管理システム等への転記入力や確認・修正作業が不要となり、負担軽減につながる」との意見があった。

これらのことから、登録申込書における肥育開始日については、利用者の負担軽減の観点から、既に牛個体識別アドインシステムに搭載されている自動算出・設定機能の原則化（肉用牛の生年月日や導入年月日を基準に一律設定）やその周知など、システム化により想定される効果の最大化につながるよう、肉用牛肥育

経営安定交付金交付要綱の改正も含めた見直しを検討する必要があると考えられる。

このほか、牛トレサ情報の届出と肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請との情報連携など、更なる業務の効率化に係る意見も踏まえ中期的な課題として検討する必要があると考えられる。

畜産協会等の実務担当者から聴かれた中期的な改善意見

登録生産者は、独立行政法人家畜改良センターの届出 web システム等を通じて牛トレサ情報の届出を行う一方、畜産協会等に対して同様の内容を含む肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請を行っている。

また、畜産協会等の実務担当者からは以下のような意見も聴かれた。

- ・ 牛の所有者情報を確認するため、登録生産者において登録申込書とともに当該牛の所有を証する書類を添付して提出してもらう必要があり、畜産協会等において確認作業に係る負担が生じている。
- ・ 牛の有償販売の状況を把握するため、登録生産者において販売確認申出書とともに販売を証する書類を添付して提出してもらう必要があり、畜産協会等において確認作業に係る負担が生じている。

このため、利用者の負担軽減の観点から、牛トレサ情報の届出と肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請との情報連携を図るほか、一元的な申請システムの構築等を検討すべきではないか。

No.11 ⑥認定農業者制度（手続全般）

認定農業者制度は、農業者が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を作成し、市町村等が認定を行うこととなっており、この認定を受けた農業者に対して、経営所得安定対策のほか、融資・税制上の支援措置を重点的に講ずるものである。当該計画の有効期間は、認定日から5年とされており、認定農業者は、5年ごとに新たな農業経営改善計画を作成して、市町村等が認定することになる。再認定に当たっては、基本要綱において、市町村は認定農業者に対して専門家の活用を促すこととされ、認定農業者は専門家の助言を受けて期間を満了する農業経営改善計画（前回計画）の達成状況の適切な分析等を行うよう努めることとされている。

一般の調査対象とした地方農政局（6）、道府県（10）及び市町（21）においては、ほとんどの認定農業者が再認定を受けており（全国の再認定率は、8割程度で推移）、再認定に当たっては、前回計画を農業者に提供して参照等させている市町等（16）もある一方で、再認定を受けようとする農業者であっても、認定時に立てた目標に関するフォローアップがされないまま再認定される運用となっている市町等（21）がある実態が確認できた。

また、地方農政局の実務担当者からは、認定農業者においても高齢化が進んで

いる状況が示され（65 歳以上の割合は増加傾向にあり、令和 6 年 3 月末では 42.5%）、市町等の実務担当者からは、「農業者が自力で農業経営改善計画を作成できないため、1 件当たり 1 時間程度、作成支援しており負担となっている」などの状況が確認されたが、将来的にはオンライン申請への一本化を求める意見も一部あった。他方、「現在は、前回計画の達成状況を聞き取っても、そこから収集したデータの分析までは行えていないが、将来的には関係機関へのデータ提供や専門家による経営分析に基づく助言にも活用できるのではないか」との意見もあった。

これらのことから、本来は経営意欲のある認定農業者こそ、オンライン申請を推進する対象であるといえるが、認定農業者の現状を踏まえれば、オンライン申請の利用の前提として、再認定時における前回計画のフォローアップも含めたデータ分析等の利活用の在り方など、農業経営基盤の強化という制度趣旨を踏まえた検討が必要であると考えられる。

No.12 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等）

土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づき、土地改良財産の管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）は、当該財産を他の用途で使用等させる場合、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して他目的使用等の承認申請を行う必要がある。

一般の調査対象で他目的使用等の申請の添付書類について確認できた管理受託者（19）のうち約半数（9）から、「前回までの申請書類の添付を求められるため、当該書類を探してコピーしているが、当該書類の参照が可能であれば、添付書類は、変更のあるもの（契約書、現況写真等）に限れば負担が軽減される」、「特に、承認元である地方農政局が保管している前回の申請承認文書及び地方農政局との管理委託協定書は必要性が疑問である」との意見が聴かれた。

当該申請については、制度上、新規申請・期間更新申請ともに同様の取扱いとされているが、事務処理上及び eMAFF 申請上においても別の手続として構築されていることを踏まえれば、新規申請・期間更新の両手続で同様の添付書類を求める必要性は低いと考えられ、負担軽減の観点から、他目的使用等申請の手続の大半（6～7 割程度）を占める更新手続に係る添付書類（特に、前回の申請承認文書及び地方農政局との管理委託協定書）の削減を検討する必要がある。

また、複数の管理受託者において、消防訓練、電柱設置等の継続申請（同一理由）の場合、申請書類はおおむね同様であるにもかかわらず都度申請することに負担を感じている実態のほか、i）消防訓練による定期的な使用の場合、土地改良調査管理事務所と相談して一括申請できた事例や、ii）土地改良調査管理事務所が土地改良財産を他目的使用する場合でも、利用者であることから、管理受託者を經由して地方農政局に申請している事例が確認された。

これらのことから、現場実態を踏まえると、例えば、他目的使用等の承認申請

が収益を伴わず同一理由かつ年度内に複数回行われる場合は、利用の都度の申請ではなく、複数回を合わせた申請を認めるなど、本来の用途又は目的を妨げない限度において、柔軟な運用がなされるよう周知徹底を図る必要があると考える。くわえて、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）が他目的使用等する場合は事前確認方式とするなど、通常の手続処理に比して、申請負担の軽減を図る必要があると考えられる。

No.13 ⑫多面的機能支払交付金（交付申請等）

多面的機能支払交付金は、地域内の農業者とその他の者が共同で取り組む地域活動の支援を目的として、i) 農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など多面的機能を支える活動や、ii) 水路のひび割れ補修、農道のくぼみの補修、ため池の外来種駆除など地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動等に対して費用補助を行うものである。具体的には、農業者や地域住民等で構成される活動組織等が事業計画を作成し、市町村から認定を受けた後、当該年度の活動に必要な交付金を申請して交付を受ける。そして、活動計画書に定めた活動を行い、作業内容や金銭収支等を記録して実施状況報告書を作成の上、市町村に提出することとなっており、多面的機能支払交付金実施要綱等に基づき、地方農政局、都道府県及び市町村において事務処理が行われている。国は、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理した区分（活動区分）ごとに、その具体的な項目（活動項目）を示している。活動組織は活動計画書及び実施状況報告書において活動要件との整合性を確認するため、該当する活動項目を選択することとしている。

また、国は多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、当該交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映することとしており、当該評価を実施するに当たっては、活動組織等による自己評価のほか、都道府県及び市町村において評価を行い、活動等の特徴や効果、課題等の分析を行うことを求めている。

今般の調査対象とした市町及び道府県のうち約半数（15）において、活動計画書で選択する活動項目（66 項目）について、「該当する活動項目が判断しやすく、対外的に説明しやすい」との意見の一方、「他と重複する活動項目もあり、活動組織による活動計画書の作成及び市町村の確認の負担感が大きい」との意見が聴かれた。他方、大半の市町及び道府県（13）では、市町及び道府県が行う評価において活動項目のデータを活用していない状況が確認できた。

なお、地方農政局（5）の中には、「農林水産省が特に推進している一部項目（田んぼダムや活動組織の広域化等 10 項目ほど）について利用分析等を行い、目標値等の算出に利用している」とする事例があったものの、全ての活動項目のデータを活用している状況は聴かれなかった。

このため、農林水産省においては、これまでも活動項目の集約化に取り組んで

きたところであるが、活動項目について、効果の評価への活用・分析まで想定していないのであれば、利用者の負担軽減の観点から、活動計画書及び実施状況報告書のうち計画・実施欄の記入は活動区分単位（活動項目は例示）にとどめ、詳細は活動記録において確認するなど、更なる見直しの検討が必要と考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点5 手続フローの見直し（4事例）

現状の手続フローで作業負担が生じている手続については、実際の業務の処理状況やユーザーニーズを把握した上で、利用者の負担軽減に向けてエンドツーエンドで手続フローの見直しを検討することが求められる。

No.14

④肉用牛肥育経営安定交付金（生産者要件審査及び交付契約）

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付を受けようとする生産者は、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱に基づき、3年間ごとに、肉用牛生産者要件審査申請書を作成し、積立金管理者である畜産協会等を通じて独立行政法人農畜産業振興機構（以下「ALIC」という。）による生産者要件審査を受ける必要がある。ALIC から交付対象者として登録された旨の通知（登録通知）を受けた生産者は、別途、畜産協会等との間で交付契約を結ぶ必要がある。

今般の調査対象とした畜産協会等（6）の全てにおいて、生産者と畜産協会等との間の、肉用牛生産者要件審査申請書及び交付契約書の作成等で、それぞれ作業負担が生じている実態とともに、交付契約書については畜産協会等に加え生産者にも押印を求めており、郵送・回収・確認作業に多大なる時間や労力がかかっている状況が確認できた。

他方、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛についての生産者補給金の交付を受けようとする生産者は、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）と同様、指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）との間で生産者補給金交付契約を結ぶ必要があるが、令和7年1月、約款による契約方式となり、交付契約書の作成が不要となっている。このため畜産協会等の実務担当者からは、「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）でも同様に約款による契約方式とし、交付契約書を不要とすべき」との意見が聴かれた。

このため、交付契約時における利用者の負担軽減の観点から、生産者と畜産協会等との交付契約書について、肉用子牛についての生産者補給金と同様に、約款による契約方式とすることも含め、その見直しを検討する必要があると考えられる。

No.15

⑤農地法（農地の権利移動・借賃等調査）

農地の権利移動・借賃等調査は、農地法第52条の規定に基づき、毎年、市町村に設置されている農業委員会が情報収集を行った上で実施している。具体的には、農林水産省が示す「農地の権利移動・借賃等調査の手引き」（令和2年4月農林水産省経営局農地政策課）に沿って、農業委員会において各種データを取り

まとめ、都道府県及び地方農政局を經由して農林水産省（本省）にデータを提供し、農林水産省（本省）がデータを集計・公表している。このうち都道府県においては、都道府県分のデータの入力に加え、市町村分（当該都道府県内の各市町村の農業委員会）のデータの取りまとめやエラーへの修正指示等を行っている。各種データの取りまとめにおいては、同省が提供する農地権利移動・借賃等調査システム（以下「調査システム」という。）が利用され、調査システム上で直接データ入力を行う方法と、指定の形式ファイルをデータとして取り込む方法のいずれかの方法によるほか、エラーチェック機能による確認が可能となっている。なお、一般社団法人全国農業会議所が開発・運用し、農業委員会が農地台帳の管理等に利用している農業委員会サポートシステムにおいて、調査システムに取込可能な形式によるデータ出力機能が実装されている。

今般の調査対象とした道府県（10）及び農業委員会（21）の実務担当者の多くから、農地の権利移動・借賃等調査について、「調査システムを利用して集計・報告を行っているが、報告量が多くかなり負担が大きい」、「調査システムのエラーチェックにより頻発するエラーコードへの対応に苦慮している」などの負担が生じている実態が確認できた。また、道府県の実務担当者から、「初めて担当する職員をはじめ、マニュアルを見てもエラーの解消が困難」との課題のほか、「調査項目の集計作業は、農業委員会サポートシステムから出力可能なデータのみでは完結せず、許可申請書を1件ずつ確認する必要がある」など、作業がシステムで完結しないため、相当の時間を要している状況が確認できた。なお、農業委員会の実務担当者から、「そもそも申請書類からは把握できない調査項目（例：駐車場の種類）もあり、許可申請時の事前相談等において記載を求めている」といった事例も確認された。

さらに、道府県（6）の実務担当者から、「市町村の所掌事務の知識が必要となり、業務負担が大きい」、「農地台帳の入力は農業委員会が行うため、都道府県ではその内容を確認する手段がない。そのため、調査システムのエラーは、農業委員会に対して機械的に修正依頼を行っており、都道府県を經由する必要はないのではないか」との意見が聴かれ、道府県は市町村分（当該道府県内の農業委員会）のデータの取りまとめ・エラーチェックに負担を感じている状況が確認できた。なお、地方農政局の実務担当者によれば、「都道府県によるエラーチェック後に回付されるため、管内分を取りまとめて農林水産省に報告している」とのことであった。

これらのことから、農地の権利移動・借賃等調査については、都道府県及び農業委員会の負担軽減の観点から、都道府県及び農業委員会のデータチェックの地方農政局への一元化や、農業委員会が都道府県に回付する際、全てのエラーチェック完了後でなければ回付できないこととするなど、調査システム等を含めた集計・報告方法の見直しを図る必要があると考えられる。

No.16	⑦農業協同組合法（国から都道府県への照会）
	今般の調査対象のうち一部の道府県（２）において、「農林水産省（本省及び地方農政局）宛ての報告回数が、年間 60 回程度あり、省内で情報共有せず所属ごとに必要な照会をしているためか、同様案件（担当者名簿の情報提供依頼）で照会元が異なる案件が複数回ある」との負担感が示された。これに対しては、当該道府県を管轄する地方農政局（２）から「照会元が異なることに起因するが、全て地方農政局経由で照会することにより、負担軽減につながる」との対応方策が聴かれた。 このため、都道府県に対する人事異動期における担当者名簿に係る更新依頼については、農林水産省の各関係部局からそれぞれ照会されることによる煩雑さが示されていることを踏まえて、受け手側の負担感にも留意し、各種照会の一元化を図る必要があると考えられる。
No.17	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（業務報告書の提出等）
	農業協同組合及び同組合連合会並びに水産業協同組合は、毎年度、農業協同組合法第 54 条の 2 及び水産業協同組合法第 58 条の 2 の規定に基づき、行政庁に対して業務及び財産の状況を記載した業務報告書を提出する必要がある。また、森林組合は、当該報告書の提出義務までは定められていないが、森林組合法第 110 条の規定に基づき、都道府県によっては総会資料等の提出を求めている場合があり、農林水産省からは、総会承認事項である事業報告等に係る様式を定めた平成 18 年林野庁長官通知が示されている。 農業協同組合法に基づく各種申請については、eMAFF を利用する場合、申請書も含めた資料添付方式となっているが、今般の調査対象とした農業協同組合及び同組合連合会（13）のほぼ全てから、業務報告書の報告事項と一部重複している一般統計調査（農業協同組合及び同組合連合会一斉調査。以下「一斉調査」という。）に係る作業等の負担感が聴かれ、今般の調査対象とした地方農政局（４）及び一部の道府県（６）からも、以下のとおり、負担軽減に向けた改善方策が挙げられている。 ・ 業務報告書のシステムへの直接入力は一斉調査と同時に求めて、業務報告書に必要な部分のみ抽出して作成すれば、農林水産省が行う一斉調査時の転記等が不要となるなど、農業協同組合も含めた負担軽減につながる。 ・ 一斉調査の調査票は各農業協同組合から提出された業務報告書を基に作成しており、調査事項は業務報告書の報告内容とほとんど重複している。農林水産省において重複項目の事前記載による省力化が図られているが、各農業協同組合がシステム上で統一フォーマットにデータ入力して、エラーチェック・自動集計等の機能を付加すれば、農業協同組合及び都道府県の確認作業が軽減される。

- ・ 農協法等開示債権の実態調査（農協系統金融機関における債権の実態を把握するため、農林水産省が実施する調査）も業務報告書の内容との重複がみられるため、これらも一本化し、一度の報告で済ませられるようにしてほしい。
- ・ 業務報告書の内容は、道府県内の農業協同組合情報を整理する場合などに活用しているが、各農業協同組合の業務報告書ファイルを一つ一つ開いて必要な情報を抽出して整理している。システムへの直接入力になれば負担軽減につながる。

また、水産業協同組合法については、今般の調査対象とした全ての道府県（７）から、「水産業協同組合統計表の補完調査の項目は、業務報告書の項目と重複がみられ、転記作業が生じている。システム活用により、一斉調査、水産業協同組合統計表の補完調査、ヒアリング資料等を集約化し、入力項目を一括化できれば、形式的な記載ミスの防止、記載内容の統一化及び財務状況の正確な把握にもつながり、業務の効率化が期待できる」などの意見が聴かれ、転記作業等の実態に加え、システム活用による業務効率化が期待されている。なお、水産業協同組合からは、「都道府県の負担軽減につながるのであれば、統一フォーマット化してもよい」などの意見も聴かれた。

さらに、森林組合法においても、今般の調査対象とした道府県（８）から「総会資料のうち決算関係書類、役員報酬などの数字については、統一的に、データ提供を求めることができれば、一斉調査の確認や森林組合全体の状況把握が効率化される」など、森林組合（７）から「一斉調査は、業務報告書と重複する項目があるほか、調査対象期間が異なり、より細分化したデータを求められ、取りまとめ負担が大きい。例えば、前年度データからの変更部分のみ回答入力を求め、最も情報量が多い一斉調査をオンライン化すれば、負担軽減になる」などの意見が聴かれ、システム活用等による業務効率化が期待されている。

これらのことから、業務報告書、一般統計調査等（一斉調査、水産業協同組合統計表の補完調査等）について、利用者の負担軽減及び利便性向上の観点から、重複項目の見直しや前年度データ等の参照・活用による入力・確認作業の省力化など、作業負担の軽減に取り組む必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点６ ルールの統一化・明確化（３事例）

法令・通知等に基づいて運用が行われている手続であっても、現場において処理方法が異なるなど必ずしもルールが統一化・明確化されていない手続については、サービスを受ける申請者や手続処理を行う審査者の運用の最適化が図られるようルールの統一化・明確化を検討することが求められる。

No.18	⑤農地法（相続等の届出に対する受理通知）
-------	----------------------

相続等の届出は、農地等の権利移動を機に農地等の適正かつ効率的な利用を図

ることを目的として、主として農地を相続した者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して行われている。また、法令に規定はないものの、事務処理要領において、当該届出を受理した農業委員会は「遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」することとされている。

なお、相続等の届出の受理は、権利取得の法的効力を発生させるものではないため、受理通知書も単に受理したことを形式的に通知するものとなっている。

今般の調査に当たって相続等の届出の受理通知書の交付有無について確認できた農業委員会（18）のうち大半の委員会（13）において、事務処理要領に基づき、全ての届出者に対して一律に受理通知書を交付している状況が確認できた。また、実務担当者からは、「受理通知書作成時に一筆ごとに農地情報を手動で入力しているため、入力や確認作業が負担。受理通知書の郵送に当たり郵便番号の確認や宛名ラベルの作成も負担」など、一定の業務負担が生じている実態が確認できた。

一方、全ての届出者ではなく交付希望者のみに受理通知書を交付し、又は全く交付していない農業委員会（5）もあり、これらの委員会でも届出者との関係で特段の支障なく対応している状況が確認できた。

他方、上記と同様の趣旨で、森林所有者の把握を進め適切な森林整備を推進することを目的とした森林法第10条の7の2の規定に基づき、相続等により森林の権利を取得した者は、その旨を市町村長に届け出る義務がある。「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル」（平成24年10月林野庁森林整備部計画課）には、届出人から証明を求められた場合、届出書が到達した旨を口頭で伝えることで可とされ、書面での証明を求められた場合は、届出書の写しを交付する等の方法が考えられる旨、記載されている。

これらのことから、相続等の届出の受理通知書については、その必要性や審査者の負担も踏まえ、森林法における取扱いも参考に、事務処理要領において、必ずしも一律の発行を求めているものではない旨を記載する必要があると考えられる。

No.19	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（定款変更の認可等（「軽微な変更」の該当事項））
-------	---

農業協同組合法第44条、水産業協同組合法第48条及び森林組合法第61条の規定に基づき、組合等は、定款変更の際、国又は都道府県に対して、申請書のほか必要な書類を添えて認可申請を行う必要があるが、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものは届出事項とされている。なお、軽微な事項については、それぞれの法律の施行規則等において、「主たる事務所の所在地の名称の変更」等が規定されている。

今般の調査対象のうち、定款変更について確認できた組合等（17）の半数以上（9）は、定款変更を行っているのが農林水産省等（農業協同組合法にあっては、

全国農業協同組合中央会）が定める模範定款例の改正に伴う申請のみであり、関係法令の改正に伴う規定の整理に係るものであっても、全て認可事項として申請している状況にある。一方で、道府県の実務担当者から、「届出事項になれば認可決定通知の発出が不要となり手間が減る」、「模範定款例の改正の際、国から、軽微な変更として、届出でも可とする取扱いが示されれば負担軽減が見込まれる」などの意見が聴かれた。

このため、全ての定款変更が認可事項となっているものではないことや、審査者の知識の習得及び負担軽減の観点から、農林水産省等が定める模範定款例の改正に伴う申請のうち軽微な変更に該当する事項（事例）について、その都度又は定期的に、都道府県等に対してその旨（事例）を根拠法令とともに周知する必要があると考えられる。

No.20 ⑫多面的機能支払交付金（実施状況報告）

多面的機能支払交付金は、農業者、地域住民等で構成される活動組織が、市町村から事業計画の認定を受けた後、活動に必要な交付金を申請して交付を受け、活動計画書に定めた活動を行い、作業内容や金銭収支等を記録して実施状況報告書を作成の上、市町村に提出することとなっており、多面的機能支払交付金実施要綱等に基づき、地方農政局、都道府県及び市町村において事務処理が行われている。

また、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、都道府県は、多面的機能支払交付金による取組の効果的な推進のため、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進体制（推進組織）を構築している。

農林水産省は、これまでに、実施状況報告書の内容を確認するための活動写真の提出・保管を不要にするなどの見直しを行っているが、今般の調査対象とした市町（20）のうち一部（2）においては、農林水産省の見直しを機に、活動写真の提出は求めている状況が確認できた。また、市町村への提出や市町村での保管が義務ではない書類（領収書・通帳の写し等）については、いずれの市町においても引き続き提出を求めていることが確認できた。これらの理由としては、道府県からの要請によるもののほか、そもそも提出・保管書類の見直しが可能であることを把握していないことや、活動写真を求めないことに対する不安感や地方農政局から活動写真の提出を求められる場合があるなど漠然としたものもあった。くわえて、今般の調査対象とした道府県等（11）の中には、推進組織が作成・配布している資料において、活動写真等が市町村に提出する書類として記載されている状況も確認できた。なお、今般の調査対象とした地方農政局（5）においては「市町村自らの判断」としているものの、一部の地方農政局においては「地方農政局が毎年度行っている活動組織の中から抽出して証拠書類等について確認する検査によって適正性は確保されており、当該検査においても活動写真等による

確認は行っていないことから、市町村は、必須で求められている資料以外を求める必要はない」との見解も示された。

これらのことから、農林水産省は、現状を踏まえ、活動組織等の負担軽減の観点から、都道府県や市町村が活動組織等に対して国の多面的機能支払交付金実施要綱等に規定している書類以外の書類の提出や保管を求める場合は、その必要性について十分検討を行い、必要に応じて国に確認するよう求めるなど、運用上のルールの特明確化について検討する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

視点7 デジタル技術による効率化（4事例）

提出された申請データの手動での入力や、対象者名簿の手動管理など、引き続きアナログな事務処理が介在・残存している手続については、デジタル技術を活用した業務の効率化を検討することが求められる。

No.21

③農産物検査制度（農産物検査員名簿の管理）

農産物検査員は、農産物検査法施行規則第15条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が作成する名簿（農産物検査員名簿）に登載された者とされている。農産物検査員名簿への登載を受けようとする者は、基本要領に基づき、地方農政局に対して、農産物検査員名簿登載申請書に誓約書を添えて、現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関（農産物検査法第17条第2項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人）等を通じて申請することとされている。名簿登載の申請を受けた地方農政局は、基本要領の別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」に定める手続に従い、名簿登載等を行うほか、関係する都道府県と当該名簿を共有することとされている。また、地方農政局及び都道府県は、検査機関登録台帳（農産物検査法施行規則別記様式第18号）に、農産物検査を行う農産物検査員の氏名や当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類等を記載することとされている。

今般の調査対象とした地方農政局（3）においては、地方農政局が管轄する登録検査機関等に係る農産物検査員に係る情報について、農産物検査員名簿登載申請書から情報を転記して農産物検査員名簿を作成・更新等し、これとは別に、農産物検査員の円滑な管理のために、当該名簿に様式以上の情報（登載以降の履歴情報等）を付加した独自の農産物検査員名簿を管理している。さらに、関係する都道府県と当該名簿を共有する際には、当該名簿を都道府県ごとに仕分けして送付するほか、毎年度、農産物検査員の数を計上するために、地方農政局から都道府県に農産物検査員の人数を照会した上で農林水産省（本省）に報告しており、地方農政局における農産物検査員に係る情報の管理に少なからず負担が生じている実態が確認できた。

また、調査した道府県（8）の中には、都道府県が所管する地域登録検査機関（農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの）から登録変更届出書

が提出された際には、当該届出書の内容を、地方農政局から共有される農産物検査員名簿と照合するとともに、道府県が当該名簿とは別途管理している農産物検査員名簿に反映するほか、検査機関登録台帳に反映させた上で地方農政局に対して当該台帳を電子メールで提出している実態が確認できた。なお、道府県の実務担当者の中には、「地方農政局及び都道府県において、必要な情報の追記が可能で、検索機能や絞り込み機能を搭載したシステムを構築すれば、農産物検査員に係る情報の管理に係る負担が軽減される」との意見もあった。

これらのことから、農林水産省及び都道府県の農産物検査員名簿の管理に係る負担軽減の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、各地方農政局が作成・更新等している農産物検査員名簿をデータベース化することにより、当該名簿の作成・更新等のほか、関係する地方農政局及び都道府県との共有、データ集計、検査機関登録台帳との照合等の省力化につながるよう検討することが考えられる。

No.22 ③農産物検査制度（検査実績報告）

農産物検査法第20条3項、農産物検査法施行規則第20条の規定に基づき、登録検査機関（同法17条第2項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人）は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、都道府県を経由して農林水産省に当該検査を行った農産物の種類、数量等を報告することとされている。

一般の調査対象とした登録検査機関（12）において、当該報告は様々なデータ形式（Excel、PDF等）で道府県に提出されており、道府県（8）の実務担当者からは、「手動による入力で農政局宛ての報告様式に転記しなければならない」との集計に係る負担が発生しており、一部の登録検査機関においては、既に独自のシステムを利用して報告様式を作成している状況が確認できた。

このため、オンライン申請に当たっては、利用者の検査実績報告に係る負担軽減の観点から、登録検査機関が使用する独自システムとのデータの互換性も確保しつつ、登録検査機関によるシステムへの直接入力方式とすることによって各種検査結果の自動集計等を可能とする必要があると考えられる。

No.23 ⑥認定農業者制度（農業経営改善計画の再認定）

農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の規定に基づき、認定農業者が作成し市町村等が認定する農業経営改善計画の有効期間は5年とされており、再認定を受けようとする認定農業者は5年ごとに新たな農業経営改善計画を作成して市町村等の認定を受けることになる。また、市町村等は、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって周知することが求められている。

一般の調査対象とした地方農政局（6）、道府県（10）及び市町（21）においては、ほとんどの認定農業者が再認定を受けており（全国の再認定率は、8割程度で推移）、その際、認定農業者に係る名簿（Excelデータ等）を用いて手動確認

により認定期間満了日を把握して、該当者に主として郵送で、次期の農業経営改善計画の提出等を案内している実態が確認できた。また、市町村等（3）からは、「これまで案内の送付漏れがあったことから、オンライン上で自動通知できれば便利である」など、システム活用による自動通知機能を求める意見が聴かれた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、認定期間満了日前に、該当者に対して、システム情報を活用して、再認定に係る案内を行う自動通知機能を利用可能とする必要があると考えられる。

No.24 ⑥認定農業者制度（認定書の添付及び管理）

認定農業者制度は、農業者が作成した農業経営改善計画（市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるための5年後の目標と、その達成のための取組内容を記載したもの）を、i）単独の市町村で農業を営む農業者の場合は市町村が認定（以下「単独認定」という。）、ii）複数市町村で農業を営む農業者の場合は営農区域に応じて都道府県又は国が認定（以下「広域認定」という。）し、経営所得安定対策などの支援措置を重点的に講ずるものである。

認定農業者に関する情報の利用等については、農業経営基盤強化促進法第30条の2の規定に基づき、農林水産省、都道府県、市町村及び農業委員会が内部で利用又は相互に提供することが可能となっている。また、基本要綱において、市町村等から、地域協議会を含む関係機関等に対して情報提供ができることとされている。

今般の調査対象とした地域協議会（21）において、認定農業者から認定農業者であることが交付要件である経営所得安定対策に係る申請があった際、認定農業者に対して市町等が通知した認定書の写しを求めて確認している地域協議会（7）がある一方、基本要綱に基づき市町等から提供された情報を確認することにより、認定書の写しを求めていない地域協議会（14）がある状況が確認できた。なお、経営所得安定対策に係る申請において、経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）によれば、申請者が認定農業者であることの確認は、市町村による「認定状況一覧表」の提出で可能とされている。

また、今般の調査対象とした市町の一部（7）においては、広域認定に係る認定農業者情報について地域協議会に情報提供しておらず、経営所得安定対策に係る申請時に、地域協議会から申請者である農業者に対して認定書の写しを求めている状況が確認できた。なお、認定農業者であることについては、国の補助金等以外に都道府県や市町村の補助金等の交付要件になっているものの、道府県や市町内部も含め単独認定に係る認定農業者情報の共有が不十分な状況がみられた。

これらのことから、認定農業者であることが要件となっている各種手続（経営所得安定対策など）については、単独認定か広域認定にかかわらず、農林水産省、都道府県、市町村等において、内部利用又は相互提供による情報利用や、関係機

関等への情報提供ができることから、オンライン申請を推進するに当たっては、利用者の負担軽減の観点から、国による認定農業者情報の一元管理など適時適切に情報共有できる仕組みの構築を検討する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

(システムの利活用に向けた見直しに関するもの)

上記2のとおり、eMAFFは、その利用推進が十分ではなく、eMAFFを利用している制度自体が限られている。その上で、今般の調査では、eMAFFを利用している制度や既存システムを利用している制度の実務担当者からは、システム整備・運用後の利活用が行われていない、現状の事務処理方法とかい離れたUI/UXとなっているといった意見が聴かれるとともに、利用者において当初想定されたオンライン化による負担軽減や利便性向上といった効果が必ずしも実感されていない実態が見受けられた。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、システム整備・運用後も、継続的・定期的に運用実態や利用者からの意見を把握し、想定される効果が発現しているかフォローアップするとともに、円滑な利用に向けた支援やユーザーニーズに基づき必要な見直しを行うことにより、適切なオンライン利用の推進を図ることが求められる。

視点8 既存システムへの一元化・集約化（4事例）

既に、制度に関連したシステムが整備・運用されている手続については、単にオンラインシステムを整備・運用するだけでは、複数のシステムへの入力作業が生じ、データ蓄積・管理によるサービス価値の向上につながらない。このため、既存システムとの一元化・集約化やデータ連携を図ることにより、一体のサービスとして提供し、その利用価値を高めることが求められる。

No.25 ⑩農業共済制度（引受通知書）

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填するものであり、農作物共済等の6つの農業共済事業がある。

これらの農業共済事業のうち、任意共済（国による再保険の対象ではなく掛金等が国庫負担の対象となっていない）を除く5事業では、事業ごとに対象品目等が設定され、品目ごとに農業者が加入することとなっており、農業共済組合は、共済契約の引受方式ごとに引受けの状況をまとめて国に報告している。農業共済組合が、それぞれ「農作物共済引受要綱」（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）等の要綱に基づき引受事務を行う際、i）農業共済組合が、農業者からの加入申込書を取りまとめて事業システムに入力後、入力情報を全て取りまとめた引受通知書をeMAFFを利用して農林水産省に送付するとともに、ii）掛金や料率等を算定するデータベースを構築するため、引受通知書の内訳データ等を再保険システムを利用して農林水産省に送付している。

上記二つの方法により引受け後の報告を行うことについて、今般の調査対象とした農業共済組合（６）の一部の実務担当者から、「農林水産省への報告に当たって、eMAFF と再保険システムにそれぞれ申請を行う必要がある上、入力方式が違うため負担である」などの実態が確認され、一つのシステムに集約化を求める意見が聴かれた。

このため、農業共済組合の要望を踏まえ、業務効率化の観点から、農業共済組合から農林水産省への引受け後の報告に係るシステムの在り方等を検証していく必要があると考えられる。

No.26 ⑮伐採造林届出制度（伐採造林届等）

森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採しようとする場合、森林法第 10 条の 8 の規定に基づき市町村に伐採造林届を提出する必要がある。また、森林経営計画の認定を受けた認定森林所有者等は、森林経営計画の対象とする森林につき当該計画において定められている立木を伐採した場合、同法第 15 条の規定に基づき事後に市町村に森林経営計画に係る伐採等の届出書（以下「事後届出書」という。）を提出する必要がある。

立木の伐採などの森林情報のデータ整備について、都道府県では森林情報の効率的な利活用が可能となるよう森林クラウドの導入を産官学連携により進めており、伐採届作成・受理等の申請機能も盛り込んだ「森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver. 6. 1」（令和 4 年 3 月森林 GIS フォーラム標準仕様分科会）が公表されている。

今般の調査対象とした市町（14）のうち、森林クラウドが整備され本格運用している道府県内の市町（５）においては、森林クラウドに伐採造林届及び事後届出書の内容を入力して道府県に報告している実態が確認でき、当該市町の実務担当者から、「申請等のオンライン化については、道府県の森林クラウドシステムと連携して自動報告ができるなら良いが、そうでなければ市町の作業内容は変わらず、余りメリットはない」といった、オンライン申請と森林クラウドとのデータ連携を求める意見が聴かれた。

このため、伐採造林届等の申請について、利用者の負担軽減の観点から、申請データの蓄積・管理による利活用が期待される森林クラウドを軸としたオンライン申請の実現に向けて支援する必要があると考えられる。

No.27 ⑯水産基盤整備事業（手続全般）

水産基盤整備事業は、農林水産事務次官通知に基づき、毎年度、都道府県が農林水産省に対し、補助金の交付申請、実績報告等を行うこととなっており、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル等において原則 eMAFF を利用するよう促しているため、全ての交付申請等が eMAFF を利用して行われている。

他方、事前協議は、水産庁整備課作成資料等に基づき水産基盤整備事業情報管

理システムを利用して行うこととなっており、交付申請のためのファイル送付等の機能を有している。

今般の調査対象のうち、一部の道府県（３）では、既に水産基盤整備事業情報管理システムを通じて事前協議がなされ農林水産省から電子メールで事前了解を得ている資料について、eMAFF 上で再度提出が求められており、一連の手続が eMAFF で完結していない実態が確認できた。あわせて、道府県の実務担当者から、「事前協議は水産基盤整備事業情報管理システム、補助金交付申請や実績報告は eMAFF で実施しており、２つのシステムを行き来することになり煩雑である」など利用に係る負担感が聴かれ、交付申請等のオンライン提出に当たって、事前協議、交付申請等に使用するシステムの一元化を求める意見が聴かれた。

このため、申請者の利便性向上の観点から、事前協議も含めた交付申請等に係る一連の手続について、交付申請のためのファイル送付等の機能を有している水産基盤整備事業情報管理システムへの一元化の可否も検討する必要があると考えられる。

No.28 ⑰肥料の品質の確保等に関する法律（肥料登録申請）

事業者は、肥料の品質の確保等に関する法律第６条等の規定に基づき、肥料の区分に応じて、国又は都道府県に対して肥料の登録申請等を行うこととされている。このうち、国に対する登録申請については、肥料情報システム（e 肥料）を利用してオンライン申請が可能となっているが、都道府県に対する登録申請については、今般の調査対象としたいずれの道府県（８）においても、独自システムを利用したオンライン申請が可能となっている実態は確認できなかった。

しかしながら、道府県によっては、国からの協力要請に基づき、登録肥料の公開により事業者の登録申請を効率化することを目的として、肥料情報システム（e 肥料）に道府県における登録肥料の情報を入力している状況が確認できた。また、事業者の中には、国に対する登録等が必要な肥料と道府県に対する登録等が必要な肥料を同時に生産している者が存在し、国へのオンライン申請と道府県への書面申請のそれぞれに対応している状況が確認できた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、登録先が国か都道府県かにかかわらず、同一システムを利用したオンライン申請を目指しつつ、都道府県における肥料情報の入力事務の省力化に取り組む必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点 9 利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し（5事例）

システムの仕様が現状の事務処理方法とかい離した UI/UX となっているため、オンライン申請されても、必ずしも当初想定されたような負担軽減や利便性向上につながっていない手続については、ユーザーニーズを踏まえたシステムの見直しが求められる。

No.29	①飼養衛生管理基準（手続全般）
家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況に係る申請として、都道府県に対して、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 の規定に基づく定期報告のほか、農場台帳登録、登録自己点検等を提出することとなっている。 今般の調査対象とした道府県（家畜保健衛生所を含む。）(10) においては、「家畜の所有者の多くが高齢者でありデジタルツールを使えない場合がある」などの意見が聴かれ、家畜の所有者から道府県に対する申請は主として紙で提出され、道府県が当該内容をシステムに代理入力している実態が確認できた。なお、農林水産省によると、eMAFF による全国の農場台帳登録のうち、都道府県による代理入力が 98%（令和 6 年度）を占めている。 このため、家畜の所有者によるオンライン申請が低調である状況を踏まえると、家畜の所有者からのオンライン申請を推進しつつも、当面は、都道府県による代理入力を前提としてシステムを構築する必要がある、審査者の負担軽減の観点から、申請内容の一括入力等の機能改善を行う必要があると考えられる¹¹。	
No.30	①飼養衛生管理基準（定期報告）
家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の規定に基づき飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、同法第 12 条の 4 の規定に基づき、毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生状況に関し、都道府県に報告（定期報告）することとされている。 定期報告は、農林水産省からの要請に基づき、eMAFF を利用することとされているが、今般の調査対象とした道府県（家畜保健衛生所を含む。）(10) の実務担当者からは、「システム上の制限により、定期報告を提出する場合、複数の入力画面（回答フォーム）を開いて、それぞれ報告する必要が生じており煩雑である」、「代理入力において、定期報告を 1 件ずつ入力する必要があるが、農場台帳の登録と同様に一括入力できるようにしてほしい」などの意見が聴かれた。また、道府県の中には、利用の前提として、eMAFF アカウント及び農場台帳の取得が必要で、それぞれ取得に当たっての審査に数日以上かかるほか、同様の内容の入力操作等を複数回求められるため、申請者に対して、「従前の形態（紙様式）の場合、より分かり易く、かつ報告しやすい独自の定期報告様式を使用していますが、	

¹¹ 農林水産省は、令和 7 年度に新規システムを開発し、申請内容の一括入力等審査者の負担を軽減する改善措置を実施しており、8 年度中に対応予定である。

eMAFF の定期報告は全国共通の入力フォームとなっており、複雑かつ煩雑な入力作業が求められます」と案内している状況が確認できた。

このため、オンライン申請による定期報告については、利用者の負担軽減の観点から、入力画面の一元化、代理入力時の一括入力など、代理入力を行う都道府県を含む申請者のニーズを踏まえた様式に見直しを行う必要があると考えられる¹²。

No.31 ⑩農業共済制度（加入申込）

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填するものであり、農作物共済等の 6 つの農業共済事業がある。

これらの農業共済事業のうち、任意共済（国による再保険の対象ではなく掛金等が国庫負担の対象となっていない）を除く 5 事業では、事業ごとに対象品目等が設定され、品目ごとに農業者が加入することとなっている。農業者は、農業共済に加入する際、農業共済組合に対して、毎年度、加入申込書を提出する必要がある。

また、当該 5 事業は、eMAFF 上で加入申込みが可能となっているが、家畜共済及び園芸施設共済においては、システムの構築経緯等が異なることから、eMAFF 上での加入申込みの方法が他の 3 事業と異なっており、申込みに係る画面表示も異なる。

農業共済事業も保険である以上、民間保険と同様に手続の簡素化が求められていると思われるところ、今般の調査対象とした農業共済組合（6）の一部の実務担当者から、「一部の農業共済事業（家畜共済及び園芸施設共済）は、eMAFF による加入申込みができず、農業者に利用を推進するにしても、共済事業によって別の方法も案内することとなり負担である」との意見が聴かれた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、少なくとも画面における表示の違い等をマニュアルに明示するなど、申請者にとって分かりやすい表示を行う必要がある。また、費用対効果も踏まえつつ、将来的により簡易な加入申込みの申請等ができるよう今後もシステムの在り方を検証していく必要があると考えられる。

No.32 ⑪中山間地農業ルネッサンス事業（振興計画の提出等）

中山間地農業ルネッサンス事業は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に基づき、毎年度、都道府県が、複数市町村単位等で振興計画を策定し、関係市町村が作成する将来ビジョンを添付して、地方農政局等に提出することとなっている。また、地方農政局等は、振興計画の内容を審査し、これを認めるときは、認定書を都道府県に通知している。

¹² 農林水産省は、令和 7 年度に新規システムを開発し、申請内容の一括入力等審査者の負担を軽減する改善措置を実施しており、8 年度中に対応予定である。

都道府県が行う振興計画の提出等の手続は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要領において、原則として eMAFF を使用方法により行うものとされているため、全ての振興計画の提出が eMAFF を利用して行われている。

しかし、今般の調査対象とした地方農政局（４）においては、都道府県に対する振興計画の事前確認について eMAFF を利用して行っている地方農政局もある一方、双方の負担削減のためとして従来どおり電子メールにより行っている地方農政局もあり、一連の手続が eMAFF で完結していない事例が確認できた。また、今般の調査対象とした道府県（７）においては、振興計画の策定・修正作業が eMAFF で完結している事例はなく、道府県内（本庁及び出先機関間）においても、従来どおり電子メール等により調整しているなどといった実態も確認できた。

なお、道府県（６）の実務担当者からは、「年１回の申請のため、システム操作に不慣れで時間や手間がかかる」、「振興計画を作成後、その内容を入力フォームに転記する必要が生じるため、従来の電子メールによる提出と比べて手間である」など、eMAFF の利用に係る負担感が聴かれたほか、「振興計画は、実施事業一覧を除けば毎年度の変更はほばないため、当該一覧以外の更新期間は中期的なものにしてほしい」など振興計画の更新期間に係る要望も聴かれた。

これらのことから、オンライン申請において、直接システム入力された振興計画のデータについて、その後の集計・分析等の利活用による業務効率化まで想定されていないのであれば、費用対効果の観点から、共通機能への移行も含めた簡素化を検討する必要があると考えられる。

No.33 ⑱輸出証明書制度（輸出証明書等の発給申請）

輸出事業者は、農林水産物等の輸出証明書の発給のための専用システム（一元的な輸出証明書発給システム）を利用して、地方農政局に対して輸出証明書等の発給申請を行っている。

今般の調査対象とした地方農政局（５）のうち一部において、以下のような状況が確認できた。

- ・ 審査する地方農政局は、当該システムから進行管理表が作成できるが、出港日のほか、ダブルチェックを前提として複数の審査者の審査日・氏名の表示が必要であるため、当該情報に加えて当該システムから必要な情報を転記して、別途進行管理表を作成している状況が確認できた。
- ・ 当該システムを介した利用者間のやり取り内容について、直近のもの以外は上書き保存されないため、その都度印刷して保存・管理している状況が確認できた。

このため、審査者の負担軽減の観点から、地方農政局における運用実態を踏まえ、当該システムの仕様の変更や運用の見直しを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点 10 システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し（5事例）

システムが整備・運用されても、オンライン申請が進まないことにより、当初見込まれた効果が十分に発現していない手続や、その利用方法や処理方法が統一化・明確化されておらず、オンライン申請によって想定される負担軽減の効果が十分に発現していない手続については、システム利用による効果の最大化を目指した取組が求められる。

No.34	④肉用牛肥育経営安定交付金（手続全般）
各都道府県の畜産協会等が行う肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付に係る事務では、一連の業務を円滑に実施するシステムとして、ALIC が整備・運用する牛マルキン管理システム、牛個体識別アドインシステムなどが使用されている。 しかし、今般の調査対象とした畜産協会等（6）のうち一部（2）では、限られた事務処理体制にもかかわらず、上記既存システムの機能を十分に活用できておらず、紙の申込書から情報を全て手動で入力しており、非効率となっている業務実態が確認できた。 このため、農林水産省及び ALIC は、畜産協会等の業務実態を把握するとともに、既存システムを活用して業務を効率化している優良事例の横展開を推進するなど、業務効率化に向けた支援を行う必要があると考えられる。	
No.35	⑤農地法、⑪土地改良財産制度、⑮伐採造林届出制度（各種申請等における登記事項証明書の添付）
農地法に基づく許可申請等に係る手続については、主として農地の所有者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して申請等が行われており、事務処理要領に基づき、農業委員会等において事務処理が行われている。 農地に係る許可申請等に際しては、土地の登記事項証明書や法人の登記事項証明書が添付書類として求められ、申請者は法務局に出向いて登記事項証明書を取得しており、一定の負担が発生している。これについて農林水産省は、事務処理要領において、「デジタル手続法¹³第 11 条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない」とし、具体例として一般財団法人民事法務協会が運営するインターネット登記情報提供サービスを想定した手続が記載されている。他方、法務省はデジタル庁と連携して「登記情報連携システム」（商業・法人の登記情報の確認について、令和 8 年度以降、法人ベース・レジストリへ順次移行）を提供しており、行政機関の端末で直接かつ直ちに登記情報の確認を可能とすることによって、登記事項証明書の添付を省略できるが、事務処理要領にはその手続が記載されていない。 今般の調査対象で登記情報連携システムの利用について聴取できた市町（14）	

¹³ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の当時の略称

のうち、半数を超える市町（８）では、利用申請中又は利用検討中である状況が確認できた。また、農林水産省は、当該システムの周知を行っているものの、現在利用を検討していない市町の実務担当者からは、「当該システムを初めて知った」、「農林水産省から案内等があれば利用を検討したい」などの意見が聴かれた。

くわえて、伐採造林届においても、登記事項証明書の添付を求めるケースがあるところ、今般の調査対象とした市町の実務担当者からは、「市町村が登記情報連携システムの利用を行う前提として、農林水産省が作成・公表している「伐採造林届出書作成の手引き」（林野庁森林整備部計画課森林計画指導班）に同システムによる添付省略が可能であることを明記してほしい」との意見が聴かれた。また、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づく土地改良財産に関する他目的使用等の承認申請においても、今般の調査対象とした管理受託者から「必要に応じて求める登記事項証明書について、地方農政局担当者により、要否の判断が異なることがあるため、全ての期間更新申請に際して取得・添付している」との状況が聴かれた。

これらを踏まえて、利用者の負担軽減の観点から、法務省及びデジタル庁による登記情報連携の推進に併せて、登記情報連携システム等の利用により登記事項証明書の添付省略が図られるよう、各手続の事務処理要領等に当該取扱いを明記するなどして、市町村における利用を推奨する必要があると考えられる。

No.36 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等に係るデータの活用）

土地改良財産の他目的使用等の承認申請の際にシステム利用するに当たっては、申請書情報について、システムへの直接入力に加えて、申請書を含めた資料一式の添付を求めているが、今般の調査対象とした地方農政局（６）においては、直接入力されたデータが利活用されている状況は確認できなかった。

他目的使用等の承認申請については、地方農政局の実務担当者から以下のとおりシステムに係る要望が聴かれた。

- ・ 地方農政局において作成する他目的使用一覧表は、承認の都度、新規申請に係る審査を担う地方農政局本局の実務担当者と期間更新に係る審査を担う土地改良調査管理事務所の実務担当者が、共有フォルダ上で同表を更新（３～４分程度）している。システム上で管理又は自動転記できれば、申請情報の転記作業が不要となるほか、誤入力等のおそれもなくなる。
- ・ 他目的使用等の承認等に係る定期報告（農林水産省農村振興局長に対して指定様式に従い提出するもの）は、他目的使用一覧表を基に１日かけて作成するが、システム上で管理又は自動転記できれば、省力化につながる。
- ・ 他目的使用等の承認申請は、期間更新申請が大半（６～７割程度）を占めることから、当該期間の到来に係る自動通知機能があれば、申請者の利便性向上につながる。

上記の要望を踏まえ、申請時に入力されたデータの利活用を図ることで事務作

業の省力化につなげる必要があると考えられる。

No.37 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等に係る eMAFF の運用の統一）

土地改良財産（国営土地改良事業の実施により造成された土地改良施設）の管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）は、土地改良財産の管理及び処分に関し、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して、必要に応じて、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づく他目的使用等の承認申請、同施行令第 61 条の規定に基づく改築・追加工事等申請、同施行令第 64 条の規定に基づく管理状況の報告などを行う必要がある。

今般の調査対象のうち上記申請等について確認できた地方農政局（6）及び管理受託者（19）において、eMAFF の利用に関して、管理受託者は、i）eMAFF 申請後の修正を全て eMAFF 上で実施、ii）eMAFF 申請後、軽微な修正の場合は修正資料を電子メール送付し、大幅な修正の場合は eMAFF 申請を取り下げて再度申請、iii）修正及び差替えが生じる可能性が高い他目的使用等の承認申請や改築・追加工事等申請の場合、eMAFF を未利用となっており、地方農政局又は管理受託者によって、その取扱いが異なる状況が把握された。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、申請者の負担軽減の観点から、毎年度の地方農政局担当者会議、地方農政局主催の管理受託者会議等を活用して、統一的な運用を図る必要があると考えられる。

No.38 ⑫水産基盤整備事業（手続全般）

水産基盤整備事業は、農林水産事務次官通知に基づき、毎年度、都道府県が農林水産省に対し、交付申請、実績報告等を行うこととなっており、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル等において、各手続の申請は原則 eMAFF を利用するよう促していたため、全ての交付申請等が eMAFF を利用して行われている。

農林水産省は、農林水産事務次官通知の交付要綱に示された様式に基づいて申請するよう、都道府県の実務担当者に周知しているものの、都道府県の実務担当者の理解不足等に起因する差戻しに係る業務負担が生じている。今般の調査対象とした道府県（5）の一部からは、当該事業における eMAFF の利用は交付申請書等を添付する方式のため、変更申請等の際に変更していない申請内容の転記を誤り、各様式の変更箇所の記載方法が異なるため変更箇所の記載を誤るなど、それらの確認作業等が負担であるとの意見が聴かれた。

このため、利用者の負担軽減の観点から、各様式の変更箇所の記載方法を統一化することや、都道府県の実務担当者の理解を促進するため各様式の記載例を作成して記載方法の周知徹底を図るなどにより、確認作業等の省力化につなげることを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

（認められた実態と課題）

国、地方公共団体等の関係者が、今後の情報システムの整備及び管理に際して取り組むこと、留意してほしいことを取りまとめた「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）において、「サービスデザイン・業務改革（ＢＰＲ）の徹底」として、「情報提供の在り方を含めた利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」についても取り払っていくことを心掛ける」とされているが、上記の「見直しが期待される事例」においては、行政手続のオンライン化によって、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等につながらず、デジタル化が目的化しているともいえる実態も見受けられた。

このため、農林水産省においては、本調査結果から導出された「見直しが期待される事例」はもとより、カテゴリー別に整理した「オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点」も参考として、既存制度を前提とせず、デジタル化によるデータ利活用によって期待できる効果の明確化や、手続そのものの見直しも含めて業務改革（ＢＰＲ）に取り組むことが必要である。

4 手続の DX 推進のための組織体制の状況

農林水産省においては、中長期計画において、「令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする」との目標を掲げて、eMAFFの利用推進に取り組んできた。具体的な取組としては本省（大臣官房デジタル戦略グループ）が主体となって地方農政局（企画調整室及び地域拠点）を通じて eMAFF アカウント取得方法等の共通的な部分を担い、本省（制度所管部門）が主体となって地方農政局（各制度担当）を通じて各制度における eMAFF の利用方法等の個別・具体的な部分を担うという役割分担の下、全国の都道府県及び市町村に対して、eMAFF の概要資料の配布や、eMAFF セミナー等を通じて操作方法の説明等を実施してきている。

上記2のとおり、制度別の取組状況については、年度別の目標を掲げて進捗状況を確認して取り組んでいる制度もあれば、開始当初の一般的な周知にとどまっている制度もあるなど、一様ではない状況であるが、ユーザーと関わる地方農政局における取組状況については、以下のとおり利用推進のための組織的な取組が実施できていない状況が確認できた。

(1) 普及啓発の取組状況

今般の調査対象とした地方農政局（6）においては、令和5年度まで、本省（大臣官房デジタル戦略グループ）の方針に基づき、eMAFF アカウント取得方法等の共通的な取組を実施していたことが確認できた。しかしながら、各地方農政局管内における都道府県、市町村等の現状について、eMAFF の利用に必要なアカウントの取得状況を把握している地方農政局は一部にとどまり、いずれの地方農政局においても、eMAFF による申請状況までは把握していない実態が確認できた。

これについては、eMAFF とは別に、オンライン申請の実装・運用に必要な情報の連携・共有及びスケジュール管理を目的とした専用ツール（eMAFF 営業支援ツール）が提供されているものの、地方農政局によれば、「当該ツールは、eMAFF アカウント等の簡易的な情報を確認することしかできず、手続別の利用状況は把握できない」とのことであった。

このため、今般の調査対象とした地方農政局の地域拠点からは、「毎年、市町村から、eMAFF 組織アカウントの取得状況を聴取して把握している。しかし、各制度の審査者アカウントの取得状況や利用状況までは把握しておらず、一般的な周知にならざるを得ない」との意見が聴かれた。

(2) 利用推進のための進捗管理状況

今般の調査において、上記目標（令和7年度までにオンライン利用率60%）に向けて、年度別・制度別の目標や、本省、地方農政局双方の具体的な取組を定めた、利用推進に係る進捗管理を行うために必要な計画は確認できなかった。なお、今般の調査対象とした地方農政局の中には、各部局内の組織目標（半期ごと）において、数値目標などの取組内容を掲げている地方農政局もあったが、数値目標は必ずしも実

態を踏まえたものではなく、かつフォローアップも実施されていない状況であった。このため、本省、地方農政局及び地域拠点それぞれにおいて、利用推進に向けた意識統一がされていない。

また、地方農政局の実務担当者によれば、「本省から地方農政局に対しては、全体的に利用推進を図る以上に、具体的な数値目標もなく、進捗管理も求められていない」とのことであり、具体的な取組は地方農政局に任されているともいえるものの、各地方農政局管内における制度別の利用状況を進捗確認している状況は認められなかった。さらに、地方農政局における利用推進のための取組について、効果があるとする地方農政局もあったが、内容は eMAFF の利用に必要なアカウントの取得状況の把握にとどまり、利用状況の把握までは確認できなかった。

これらの状況を踏まえれば、オンライン申請システムによって実現しようとする目的・目標について、各制度・各地域における目的・目標にまで落とし込まれていなかったことから、制度所管部門（本省）及び業務実施部門（地方農政局等）において認識共有・浸透が十分図られず、目標達成に対する関与が明確にならなかったと考えられる。また、これらの状況が、結果として、各制度における既存の業務の見直し（BPR）やオンライン申請の利用推進につながらなかった一因であったことがうかがわれた。

他方、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に重点的に取り組むとされたことを受けて、各府省は取組対象事業ごとに基本計画を策定し、オンライン利用率の目標を設定することとされ、その後の令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、引き続き「短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。」とされている。

これを受けて、農林水産省においても、eMAFFを対象として、「農林水産省オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年4月農林水産省策定）を策定し、スコアカード（オンライン利用率目標を設定した主要手続について、計画の進捗状況を視覚化したもの）を作成して公表している。当該スコアカードは、計画の見直しに利用するために、原則、四半期ごとに更新して公表することとしていたものの、申請件数が想定よりも低調であったことなどから、令和3年4月1日時点を最後に更新されていない。

(3) ユーザーニーズの把握状況

今般の調査対象とした地方農政局においては、省内スキームとして、地域拠点における農業者との接触機会のほか、eMAFF セミナー等を通じて把握できた意見要望について、本省を含めた関係部局で共有していることが確認できた。しかしながら、地方農政局の地域拠点における利用推進のための取組が限られているため、eMAFFに関するものは少なく、その内容も、「ログインできない」、「使い勝手が悪い」など、

一般的な意見が多い状況がうかがわれた。

農林水産省においては、平成 27 年 10 月の組織再編により、農政を伝え、現場の声をくみ上げ、ともに解決するため、地方農政局に、都道府県単位を基本とする地域拠点が置かれており、いわゆる現場と農政との結節点としての機能を担っている。このため、各種の行政手続において、特に、従来の申請方式の転換（デジタル化）という局面においては、申請者はもとより、申請先である都道府県、市町村等の実務担当者に対して、システム利用のメリットも含めて丁寧かつ継続的な周知を図る（農政を伝える）とともに、現場のニーズを把握（現場の声をくみ上げ）して、負担軽減及び利便性向上につなげる（ともに解決する）ため、その取組の起点として、地域拠点を含めた地方農政局における取組が重要と考えられる。

(4) 地方農政局の推進体制の状況

各地方農政局においては、令和 6 年度に、デジタルツールを用いた業務改善や eMAFF 推進を主な業務として担う業務見直し担当として、デジタル変革推進専門官等¹⁴が置かれたところ、本省（大臣官房デジタル戦略グループ）担当者との定期的な会議を通じて、各部局に業務効率化に取り組んだ例を共有している。しかしながら、今般の調査対象とした地方農政局においては、体制構築後、現行の eMAFF が見直されることとなったこともあり、行政手続に係る業務見直しの取組は確認できなかった。

中長期計画等において、オンライン実装の前提として、業務の抜本見直し（BPR）は「全て一旦完了」したこととなっているが、本省（制度所管部門）の対応は一律でなく、本省（大臣官房デジタル戦略グループ）においても横断的なチェックが行われた状況は認められず、地方農政局の実務担当者からは、「システム実装に当たって、制度所管部門が現場の業務フローを正確に把握できていないため、実効的な業務改善にはつながっていない」、「システムの利用推進に当たっては、実装する本省、運用する現場、利用する農業者それぞれの目線に立って考える必要はあるが、そういったことが全くできていなかったと感じる」といった意見も聴かれた。

また、当時の課題として、「業務見直しは、(略) 利便性の向上やデータ利活用に繋がるものであり、(略) 全職員に意識され組織全体として定着させていくことが必要」とされているにもかかわらず、今般の調査結果においても、システム化のメリットであるデータ蓄積・管理による利活用を見据えた利用推進が行われていない状況が確認できたほか、地方農政局の実務担当者から、「省内において、システム化についてのビジョンがそろっていないと感じる」との意見も聴かれた。

このような現状の課題を踏まえて、オンライン申請の利用推進を図るため必要と

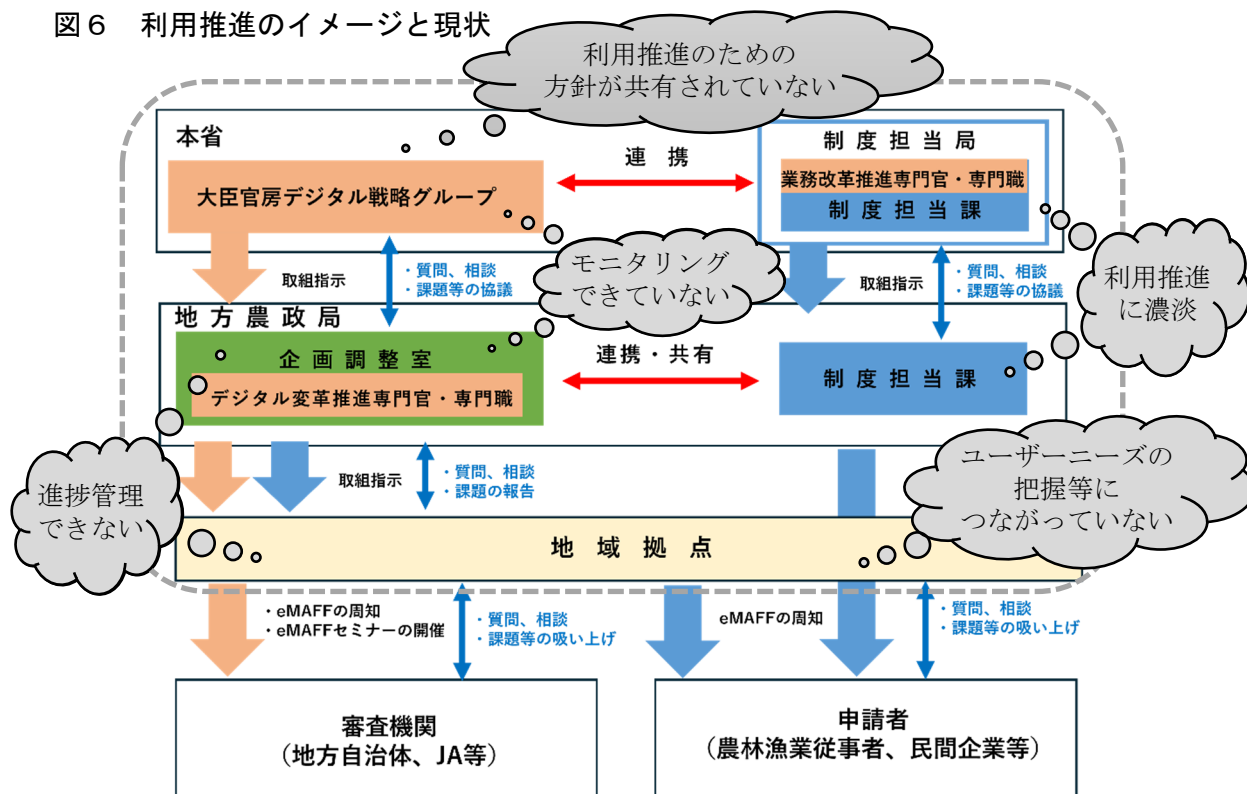
¹⁴ 農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 160 条第 5 項において、「デジタル変革推進専門官は、地方農政局の所掌事務に関するデジタル技術の活用に関する専門の事項（データのマネジメント及び活用に関するものを含む。）並びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。」とされている。

考えられる方策について、地方農政局の実務担当者に聴取したところ、以下のとおり、具体的な推進方法の情報共有や進捗管理が可能となる環境整備を求める意見が聴かれた。

- ・ オンラインの推進については、本省において、具体的な推進方策に係る指針を決めた上で、全ての地方農政局において同様の取組が行われるよう指示を出すべきである。
- ・ 現場において全体の状況を把握して、どのように進めるべきか、どのように取り組むべきかなど、進捗管理を行う体制を整える必要がある。
- ・ オンライン申請が全国的に多い手続名が分かれば、地域拠点が進捗する際の後押しになる。また、本省から効果的な推進方法（好事例）を提供してもらい、横展開を行うことも、地域拠点における推進活動の後押しとなり得るのではないか。
- ・ 今後、地方農政局（地域拠点を含む。）において進捗管理等を行うに当たっては、業務見直し担当たるデジタル変革推進専門官等に対して、オンライン申請の利用実態の把握のため、システム上の権限を付与するほか、システム上で実態把握・要因分析のためのデータが視覚的に分かりやすく表示されるサポートツール等が必要である。

（注）当省の調査結果による。

図6 利用推進のイメージと現状



(5) プロジェクト監理

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「標準ガイドライン」という。)において、政府情報システムを整備して行うサービス・業務を単位としたプロジェクトの立ち上げに当たっては、実施している業務の状況を詳細に把握した上で、国民や職員等の利用者視点から十分に効果を実感できるものとするよう留意して、その目標を明確に定めることとされ、あらかじめプロジェクト計画書等を作成し、プロジェクトのライフサイクルを通じて達成すべき成果を明確にするなど、プロジェクト本来の目的に対して最大の成果を発揮することを目指すこととされている。これらを実現するため、「プロジェクトの目標が達成されているかを判断するために実施する継続的モニタリングの方法について記載する」とし、継続的・定期的にモニタリングを行うこととされている。

(プロジェクトの現状)

これについて、農林水産省が作成した eMAFF に関するプロジェクト計画書についてみると、令和4年度版において、その目的は、「農林水産業の実情を踏まえ、農林漁業者等の利便性向上、申請データの利活用促進等を図る」こととされ、以下のとおり目標等が掲げられている。

表9 オンライン化率等の達成目標

指標設定の視点	指標	達成年度	達成目標
オンライン化率	全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合	令和4年度	100%
オンライン利用率	全体の申請のうち、オンライン申請の割合	令和7年度	60%

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

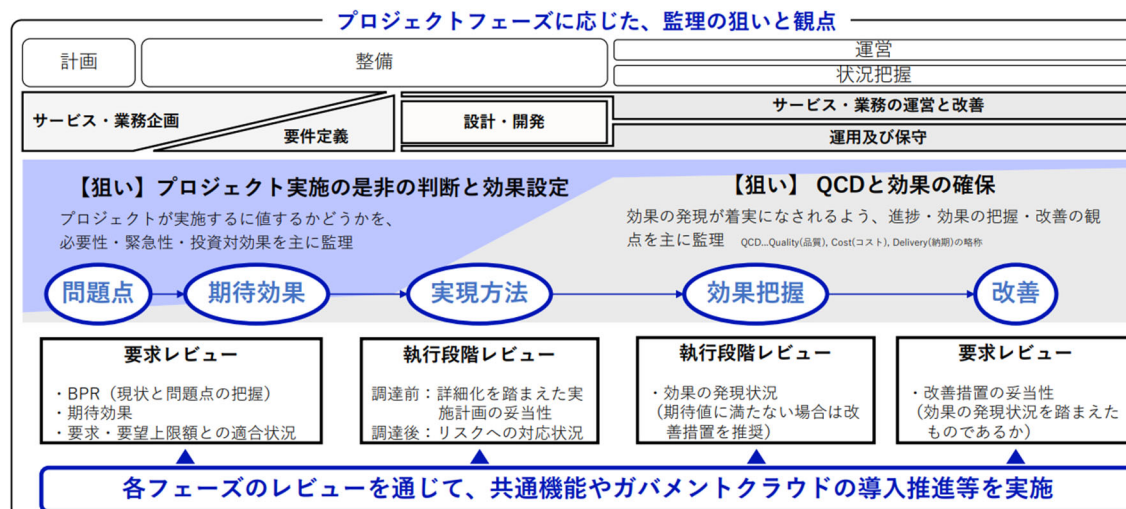
現状、オンライン化率は、令和4年度に、農林水産省が所管する約3,300の手続についてオンライン化が完了している一方、オンライン利用率は、参考として掲げた申請件数は伸びているものの、「集計方法を含め検討中」として具体的なデータが取得できていない状況が確認できた。なお、オンライン利用率の年度別の達成目標は、令和5年度のみ設定されている。

これらを踏まえ、令和7年度版においては、「eMAFFの利用実績が見込みに比べて低調であり、また、eMAFFによるオンライン申請を実施しても行政手続の負担軽減効果が十分に発揮できていない実態が明らかになった」とされ、8年度稼働をめどに、次期オンライン申請システムの構築が進められている。

(制度的な枠組み)

デジタル庁及び各府省は、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進するため、予算要求段階から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト監理（一元的なプロジェクト監理）を行うものとされている。また、各府省システムのうち特に重要なプロジェクトその他のデジタル庁が特に重要と認めるプロジェクトについては、デジタル庁によるレビューを行うこととされている。

図7 プロジェクトフェーズに応じた、監理の狙いと視点



（注）デジタル庁提出資料（令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）資料）から引用した。

具体的には、情報システムの整備及び管理の基本的な方針において、デジタル庁は、「実施段階である予算執行段階においては、各府省 PMO と連携し、プロジェクトが着実に実施され所期の効果を得られるものとなっているかを検証する」とこととされ、「レビューにおける指摘事項等の対応状況、プロジェクトの進捗状況の確認等を行い、プロジェクトの適切な推進を図るとともに、プロジェクトの是正・停止の可否等を判断する」とこととされている。

デジタル庁においては、一元的なプロジェクト監理におけるレビューの中で、「オンライン化した約 3,300 の手続に係るオンライン利用率の実績を把握し、その利用実績を踏まえて必要性・効果を確認・整理するとともに、利用実績が低調な手続についてはフォローすること」などの課題を指摘しており、eMAFF に関するプロジェクト計画についても、農林水産省に対して、目標に対する実績把握について改善指導等を行っていたとしているが、結果として実績把握が行われないまま、次期オンライン申請システムの構築が進められている状況にある。なお、政府情報システムの整備・運用等のプロジェクト推進に当たっては、各府省等の職員だけの体制では、知見や経験の観点から十分な対応が難しいため、デジタル庁は、各府省等の状況に応じて専門性の高い民間人材を派遣して伴走型支援を行っている。

このような状況を踏まえれば、オンライン申請システムとして構築された eMAFF は、農林水産省所管の全ての行政手続（地方公共団体の事務も含む。）を対象としたものであるがゆえに、それぞれの制度によって必要とする機能が異なるなど、システム上の課題のほか、申請者も審査者も異なるなど多様な主体が関わることによる制度そのものの煩雑さにおいて特殊性を有している。したがって、その実績把握に当たっては、あらかじめ統一的な把握方法まで含めて共通認識を持つ必要があることが示唆される。

また、標準ガイドラインでは、多数の外部関係者が存在するプロジェクトにおいては、その計画内容、全体スケジュール、進捗状況及び目標の達成状況について、関係者に対し、適時の情報共有に努めることとされている。

（認められた実態と課題）

地方農政局（企画調整室及び地域拠点）においても、オンライン申請の利用推進のための独自の取組はほぼ確認できず、制度別・地域別の利用状況も十分把握されていないため、課題として、具体的な推進方法の情報共有や、進捗管理が可能となる環境整備を求める意見が聴かれた。

また、デジタル庁及び各府省が行う一元的なプロジェクト監理において、プロジェクトの目的を実現するために必要な利用推進に係る取組状況について、デジタル庁からの実績把握に係る助言等にも未対応であるなど、農林水産省における実状を踏まえれば、ユーザーニーズの把握を含め、組織的に、統一的・継続的に取組が行われているとはいえず、その進捗管理が行われていない実態が認められた。

このため、農林水産省は、オンライン申請も含めて、行政手続に係る DX 推進を組織的に、統一的・継続的に行うため、適切なプロジェクト監理のための環境整備を図る必要がある。あわせて、デジタル庁は、その環境整備を支援するとともに、その進捗状況に応じて必要な見直しがなされるよう確認等を行う必要があるものと考えられる。

（所見）

上記のような現状を踏まえれば、まずは、デジタル化自体が目的化してしまわないよう、農林水産省においては、申請者・審査者の利便性向上及び業務負担の軽減の観点から、現場の業務フローを踏まえて、業務実施部門（地方農政局（地域拠点を含む。））とも連携して、デジタル化の有無にかかわらず、制度・手続の見直しも視野に入れて業務改革（BPR）に取り組むことが求められる。

また、プロジェクトの推進に当たっては、制度・手続の利用者がオンライン化による効果を十分に実感できるよう、その目標を明確に定め、継続的・定期的に運用実態を把握して、ユーザーニーズに基づき必要な見直しを行うことにより、適切な推進を図ることが重要である。このため、農林水産省及びデジタル庁は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農林水産省は、本調査結果から導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、既存制度を前提とせず、制度ごとに、デジタル化によるデータ利活用により期待できる効果を明らかにし、行政手続そのものの見直しも含めて業務改革（BPR）に取り組むこと。
- ② 農林水産省は、次期オンライン申請システムの構築・運用に当たっては、適切なプロジェクト監理のための環境整備として、以下の措置を講ずること。
 - ・ 制度・手続の利用者がオンライン化による効果を十分に実感することにつながるような達成目標（各年度の達成目標を含む。以下同じ。）を設定すること。
 - ・ 達成目標の達成に向けては、本調査結果により制度別に明らかになった課題も参考として、制度所管部門（本省）において、それぞれの制度の状況に応じた制度別の達成目標の設定や、業務実施部門（地方農政局（地域拠点を含む。））において、それぞれの地域の状況に応じた地域別の達成目標の設定など、オンライン申請システムの特性を踏まえた進捗状況の確認等が可能となるような利用推進のための計画を作成すること。
 - ・ 特に、地域拠点においては、その現地性を重視して、申請者等の実状に応じた普及啓発のほか、ユーザーニーズの具体的ななくみ取りも含めて利用推進のための取組を行うこと。
 - ・ その際、制度所管部門（本省）及び業務実施部門（地方農政局（地域拠点を含む。））において、システム上の権限設定又は制度の所管にかかわらず、各制度の横断的な利用状況を把握可能にすること。
 - ・ 複数の制度を対象とし、申請者・審査者も多数に及ぶプロジェクトについては、その計画内容、全体スケジュール、進捗状況、目標の達成状況など主要な情報を、制度所管部門（本省）及び業務実施部門（地方農政局（地域拠点を含む。））を通じて関係者と共有するよう努めること。

③ デジタル庁は、農林水産省において②に掲げる適切なプロジェクト監理のための環境整備が図られるよう、他府省庁における取組の成果や知見を提供等して支援するとともに、その状況に応じて目標等の見直しなど必要な措置が講じられているかどうか確認等を行い、プロジェクト本来の目的に対して最大の効果が発揮されるよう、多数の制度・手続の集合体であり多様な主体が関わるというプロジェクトの特性にも留意して、引き続き、具体的な取組を促すこと。